

総務常任委員会会議録			
日 時	平成27年 3月11日（水）	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時32分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、秋元副委員長、小貫・鈴木・酒井・林下各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言申し上げます。

本日 3 月 11 日は東日本大震災が発生した日でありますことから、午後 2 時 46 分に、委員会審議が継続中であれば、質疑を中断して、亡くなられた方々の御冥福を祈り、黙禱することといたします。御協力をお願いいたします。

次に、2 月 16 日付けで人事異動がありましたので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。

(理事者紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、林下委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「まち・ひと・しごと創生に係る「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定について」

○（総務）企画政策室薄井主幹

地方版総合戦略等の策定につきまして、配付しております資料に基づき説明いたします。

資料の、まち・ひと・しごと創生に係る「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定についてをござんください。

まず、「1 策定に向けた検討について」でございますが、既に御案内のとおり、人口対策庁内検討会議を 8 月に、民間の方にも参画していただいております小樽市人口対策会議を 11 月に設置し、今後の人口対策について検討を進めているところにあります。

国においては、人口減少克服と地方創生を目指すまち・ひと・しごと創生法が昨年 11 月 28 日に公布、施行され、その第 10 条において市町村は地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされたほか、地方人口ビジョンの策定についても国から要請され、12 月には国の長期ビジョンと総合戦略が閣議決定されたところでございます。

こうした動きを受け、本市の地方人口ビジョンと地方版総合戦略につきましては、人口対策庁内検討会議と小樽市人口対策会議における検討内容とその趣旨を同じくすることから、両会議におきまして策定に向けた検討を進めることとしたものでございます。

次に、「2 スケジュール概要」につきましては、前回の当委員会で示したスケジュールと変わりありませんが、庁内検討会議においては随時検討を重ねるとともに、5 月、8 月、10 月の開催を予定している小樽市人口対策会議と連携しながら、最終的には平成 28 年度予算への反映に向け、10 月の地方版総合戦略等の取りまとめを予定しているものであります。

1 枚おめくりいただきまして、「3 「地方人口ビジョン」、「地方版総合戦略」の概要」をござんください。

まず、「策定についての国の考え方」といたしましては、国と地方が一体となり、中・長期的視点に立って取り組む必要があること、地方自治体においては 27 年度中に地方版総合戦略等を策定してもらいたいこと、地方版総合戦略は、各自治体が自主性・主体性を発揮し、地域の実情に沿った地域性のあるものとするのが重要であること、などが国から示されております。

次に、「「地方人口ビジョン」」につきましては、人口の現状と将来の展望を提示するものであり、対象期間は 2060 年、平成 72 年を基本とすることとされております。

「記載事項」の一つ目、「人口の現状分析」としましては、総人口や出生、死亡、転入・転出の推移などの「人口動向分析」のほか、「将来人口の推計と分析」「人口の変化が地域の将来に与える影響の分析、考察」などが挙

げられております。

二つ目の「人口の将来展望」としましては、結婚・出産・子育てに関する意識・希望や、地方移住の希望、高校・大学等卒業後の地元就職率の動向や進路希望状況などの「将来展望に必要な調査、分析」のほか、基本的な施策の方向性である「目指すべき将来の方向」と「人口の将来展望」が挙げられております。

続きまして、「地方版総合戦略」につきましては、今後 5 か年の目標や施策の基本的方向と具体的な施策を提示するものであり、対象期間は平成27年度から31年度とされております。

「記載事項」としましては、一つ目は、政策分野を定め、政策分野ごとの 5 年後の数値目標を設定する「基本目標」があります。資料には参考として掲載しておりますが、国の基本目標である政策分野は、一つ目、「地方における安定した雇用を創出する」、二つ目、「地方への新しいひとの流れをつくる」、三つ目、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、四つ目、「時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」とされております。

また、二つ目には、「講ずべき施策に関する基本的方向」を、三つ目には、「具体的な施策と客観的な指標」として、政策分野ごとに具体的な施策を記載するとともに、検証のための K P I、これは重要業績評価指標というものでございますが、この K P I を設定することとされており、四つ目には、「客観的な効果検証の実施」として、基本目標と K P I を用いた P D C A サイクルを導入し、達成度を検証していくことが挙げられております。

○委員長

「第 2 次北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて」

○（総務）企画政策室安部主幹

第 2 次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定の経過及び概要につきまして報告いたします。

北しりべし定住自立圏の形成に当たりましては、本市が平成21年 9 月に中心市宣言を行い、22年 4 月に積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村の北後志近隣 5 町村それぞれと定住自立圏の形成に関する協定を締結いたしました。これにより、圏域全体で都市機能と地域資源を活用しながら一体的な発展と住民の利便性向上を図るため、近隣町村との連携と役割分担の下、圏域の人たちが安心して暮らすことができる地域づくりを進めることといたしました。この各町村との協定に基づき、圏域の将来像を提示し、その実現に向けて医療や地域公共交通の確保、産業の振興など具体的な取組を推進するため、中心市である小樽市が民間や地域の関係者を構成員とする懇談会での検討や各近隣町村との協議などを経まして22年11月に共生ビジョンを策定しております。

この現行の共生ビジョンは22年度からの 5 年間を取組期間としており、今年度が最終年度となりますが、本市をはじめとした当該圏域におきましては人口減少や少子高齢化が進む中、住民の生活機能の確保などに向け、引き続き、圏域の市町村が協力、連携して取り組む必要がありますことから、27年度から31年度までの 5 年間を新たな期間としまして、第 2 次共生ビジョンを策定するものであります。この策定に当たりましては、現行のビジョンによるこれまでの取組状況や、圏域の現状に基づく今後の方向性について、現行のビジョンと同様、共生ビジョン懇談会での検討や各町村との協議を経て第 2 次共生ビジョン（案）を取りまとめたところでございます。

なお、本年 1 月の 1 か月間、各市町村の住民の皆様に対しましてパブリックコメントを実施いたしましたが、御意見等の提出はございませんでした。

続きまして、現行ビジョンからの主な見直し内容について説明させていただきます。

あらかじめ配付しております共生ビジョン（案）の表紙の裏面に目次がございます。こちらをごらんください。

先ほど申し上げましたこれまでの取組状況と今後の方向性に関しまして、目次の第 3 章の部分ですが、このビジョン本文に一つの章立てを行いまして新たに掲載いたしました。

このほか、ビジョンの構成に関しまして、ビジョンということでございますので、この圏域が目指すべき将来像につきまして冒頭の第 1 章で提示しまして、その実現に向けた目標や課題などを整理し、各市町村が連携して推進

する具体的取組を規定するといった章立ての順で構成したところでございます。

次に、具体的な取組における主な見直し内容ですが、表題が「第 2 次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定の経過及び概要について」という、一枚物の資料の下段の図をごらんください。

まず、新たな取組といたしましては、「生活機能の強化」に関する分野におきまして、「産業振興」に関する取組の中で、若い世代の人口の社会減を抑制する取組を雇用や起業の促進として位置づけました。

また、「結びつきやネットワークの強化」に関する分野におきまして、「圏域内外の住民との交流・移住」に関する取組の中で、「圏域内情報の住民への提供」ということで、北しりべし定住自立圏の取組を圏域内の住民にさらに周知、浸透させ、交流の促進を図る取組といたしまして、各市町村が持つ行政情報などを共有し、それぞれの住民に積極的に提供するための取組について新たに位置づけました。

次に、取組の内容を見直した主なものですが、「生活機能の強化」に関する部分の「福祉・安心な暮らし」という取組についてですが、既に行っております成年後見センターや消費者センターの共同利用の取組に関しまして、現行ビジョンでは「その他」として位置づけておりましたが、取組の内容をわかりやすく示すため、取組分野の名称を「福祉・安心な暮らし」として見直したものであります。

また、「圏域マネジメント能力の強化」に関する分野の「圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用」という取組につきまして、現行ビジョンでは「圏域職員合同研修事業」として位置づけていたものでありますが、これを、圏域内職員間の情報交換や意見交換の場を積極的に設け、活用する取組として見直しております。これは、圏域としての連携をより実効性のあるものとするため、圏域の職員自身が定住自立圏としての認識を共有しながら、意思の疎通や連携の強化に向けた取組としまして、行政分野ごとの担当職員間においてより柔軟に意見交換などの場の設定・活用を図る取組としております。

なお、これらのビジョンにおける新たな取組の追加や見直しに伴いまして、北後志 5 町村とそれぞれで締結しております定住自立圏の形成に関する協定の一部変更が必要となりますので、今定例会に議案を提出させていただいております。今後につきましては、各市町村議会で議決をいただいた後に、各町村と一部変更の協定を締結し、本年 4 月から第 2 次共生ビジョンに基づく取組をスタートさせたいと考えております。

なお、第 2 次共生ビジョンの具体的な取組に関連して実施していく個々の事業につきましては、各市町村の 27 年度当初予算が成立した後に集約整理いたしまして、共生ビジョンに実施事業一覧として追加して掲載いたします。

○委員長

「石狩湾新港港湾計画改訂について」

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

石狩湾新港港湾計画の改訂につきまして、石狩湾新港管理組合より 3 月 4 日付けで協議がありましたので、その案について説明させていただきます。

配付しております資料をごらんください。

表紙をめくっていただき、まず、目次で港湾計画書（案）の構成を説明いたします。

構成については、「Ⅰ 港湾計画の方針」「Ⅱ 港湾の能力」「Ⅲ 港湾施設の規模及び配置」「Ⅳ 港湾の環境の整備及び保全」「Ⅴ 土地造成及び土地利用計画」「Ⅵ その他重要事項」の六つの項目となっております。

内容を説明いたします。

この 1 ページから 4 ページにかけて、「Ⅰ 港湾計画の方針」が記載されております。

内容としましては、最初に、1 ページの第 1 段落から第 2 段落にかけて、石狩湾新港の建設の背景や経緯などの歴史、新港の特徴や現在の取扱貨物量、次に、第 3 段落から 2 ページの中段にかけて、これからの発展の方向性と果たすべき役割が記載されております。

小樽港と石狩湾新港の関係につきましては、1 ページの下段部、下から 9 行目になりますが、石狩湾新港の対岸

は経済成長の著しい東アジア地域や極東ロシア地域となっており、これら地域と札幌圏を結ぶ国際海上輸送の拠点としての役割や、農水産品をはじめとする北海道の食を中心とした国内海上輸送の拠点としての役割が期待されているとともに、本港及び小樽港がそれぞれの特性を生かしつつ連携し、北海道日本海側物流の効率化や災害時におけるリダンダンシー機能が求められているとの表現となっております。両港の連携については、今まで、6 項目から成る貨物配分の形で機能分担が確認されてきたところではありますが、時代の変遷とともに、ばら荷扱いからコンテナなどのユニット化の進展や、港湾を取り巻く社会・経済情勢の変化などから、貨物の品目による機能分担は実態と乖離してきている状況となっております。また、国の基本方針にも、近接した港湾が総体として、それぞれの港湾において、その特性に応じて、計画的に施設を配置すると明確に示されていることから、このたびの港湾計画改訂に当たり、今後は従前の貨物配分の形ではなく、両港の港湾施設の整備に当たってはそれぞれの特性を踏まえた機能分担に応じて過大な二重投資にならないよう効率的な整備を進めることを基本とすることで、石狩湾新港管理組合と北海道、小樽市、石狩市の 3 母体で平成 27 年 2 月に確認を行ったところであります。

次に、2 ページ中段から 4 ページにかけて、港湾としての基本方針や港湾空間のゾーニングが記載されております。

港湾計画の方針については、平成 40 年代前半を目標年次として、2 ページの下端から 3 ページの上段にかけての「（１）札幌圏を核とする日本海側の流通拠点港湾としての機能強化」、3 ページの「（２）地域的特性を活かした産業の活性化を支える機能の強化」「（３）環境との共生・循環型社会の形成」「（４）防災機能の強化及び復旧・復興体制の構築」、4 ページの「（５）賑わいのある港湾空間・交流空間の形成」の五つの方針と、多様な機能が調和し、質の高い空間を形成するため、「（６）港湾空間のゾーニング」が示されております。

次に、5 ページの「Ⅱ 港湾の能力」についてをごらんください。

平成 40 年代前半の目標年次における取扱貨物量につきましては、外貿で 900 万トン、内貿で 490 万トン、合計で 1,390 万トンと推計しております。

次に、6 ページの「Ⅲ 港湾施設の規模及び配置」についてをごらんください。

まず、「１ 公共埠頭計画」の「１－１ 東地区」につきましては、同一貨物の集約化に対応するとともに、金属くず等の外内貿ばら積み貨物を取り扱うため、新たにマイナス 12 メートル岸壁 1 バースと埠頭用地 12 ヘクタールが計画されております。

次に、7 ページをごらんください。

「１－２ 花畔地区」につきましては、外貿コンテナ埠頭として、増大する貨物需要に対応するため、コンテナ船用の水深 10 メートルの岸壁 2 バースと埠頭用地 11 ヘクタールが計画されております。また、内貿ユニット埠頭として、既定計画どおり、水深 10 メートルの岸壁 3 バースと埠頭用地 12 ヘクタールが記載されております。

さらに、「１－３ 樽川地区」につきましても、既定計画どおり、マイナス 5.5 メートル岸壁 2 バースと埠頭用地 2 ヘクタールとなっております。

次に、8 ページをごらんください。

「１－４ 西地区」につきましては、再利用資材等の外内貿ばら積み貨物を取り扱うため、新たにマイナス 12 メートル岸壁 1 バースと埠頭用地 7 ヘクタールが計画されております。

次に、9 ページ、10 ページをごらんください。

「２ 水域施設計画」につきまして、「２－１ 航路」については、既定計画の変更計画として中央航路が、「２－２ 泊地」については、東地区、西地区のマイナス 12 メートル岸壁に必要な水域について面積がともに 1 ヘクタールで記載されており、「２－３ 航路・泊地」は、面積がそれぞれ 28 ヘクタール、15 ヘクタールとして計画が変更されております。

続きまして、11 ページをごらんください。

ここでは、漁船、遊漁船のための小型船だまりについて、東地区において新たに物揚場と船揚場の延長の計画の変更がされております。

続きまして、12ページをごらんください。

ここでは「4 臨港交通施設計画」について記載されており、今回の新規計画ではありませんが、「4-1 東地区」の臨港道路船だまり線と「4-2 花畔地区」の臨港道路花畔幹線について、それぞれ道路法線の変更があり、既定計画及び既設の変更計画が記載されております。

続きまして、13ページをごらんください。

「Ⅳ 港湾の環境の整備及び保全」の内容が記載されておまして、「1 廃棄物処理計画」としまして東地区と中央地区の海面処分用地について、「2 港湾環境整備施設計画」としまして東地区の緑地について、記載されております。

続きまして、14ページをごらんください。

「Ⅴ 土地造成及び土地利用計画」の内容が記載されており、「1 土地造成計画」は、既定計画を含め埋立てが必要となるものとして、土地の造成の数量がヘクタール単位として記載されております。

続きまして、15ページをごらんください。

ここでは「2 土地利用計画」の一覧表として同様にまとめられており、石狩湾新港地域を含めた全体の土地利用の面積がヘクタール単位で記載されております。

続きまして、16ページをごらんください。

「Ⅵ その他の重要事項」について、1、国際海上輸送網の拠点として機能するために必要な港湾施設が、東地区、西地区において、それぞれの施設規模が記載されております。

「2 大規模地震対策施設計画」においては、大規模地震が発生した場合の住民の避難、物資の緊急輸送等に供するため、花畔地区において、既定計画どおり、マイナス10メートル岸壁を1バースとしております。

続きまして、17ページをごらんください。

「3 港湾及び港湾に隣接する地域の保全」としまして、このエリアを地震による津波災害から守るために、港湾の事業継続計画（港湾BCP）の策定に取り組むことが記載されております。

「4 港湾施設の利用」としまして、東地区のマイナス7.5メートル岸壁1バースについて、物資補給岸壁と位置づけたことが記載されております。

最後に、A3判のカラー図面は、石狩湾新港地域全体を、今まで説明いたしました施設計画や土地利用計画について凡例に従って表したもので、埠頭用地など土地利用計画は小数点第1位まで表記したものとなっておりますので、ごらんいただければと思います。

以上が、今回、改訂計画として示された港湾計画書（案）の説明となります。改訂の方針や施設計画の内容についてはこの案で確定とのことでありますが、計画書の細かな文言については、国との協議が未了であるため、今後、若干の文言修正の可能性はあるということでございます。また、今後につきましては、3月下旬に開催される予定の石狩湾新港地方港湾審議会、7月に開催される予定の国土交通省交通政策審議会港湾分科会を経て、港湾計画改訂が策定されると聞いております。

本市としましては、従前案において疑問のあった貨物の種類や推計貨物量、施設計画に対して、前回の総務常任委員会において説明したとおり、一部修正が加えられたこと、また、港湾計画とは、目標年次を目安とした港湾空間のあるべき姿を示したもので、港湾における開発、利用、保全に当たっての港湾管理者の指針的な行政計画であることを踏まえまして、今回の新港港湾計画改訂の案について、港湾計画としては適切なものと考えられることから、新港管理組合からのこの改訂案の協議に対して同意したいと考えております。ただし、この計画を進めるに当たっては、既存港湾施設の有効活用を図りつつ、その時々々の社会・経済情勢を見極め、事業の重要性や緊急性を十

分に検討した上で、母体との協議を十分に図り、母体負担の軽減に努めてもらうよう、今後とも新港管理組合に対して申入れをしていきたいと考えております。

○委員長

「平成27年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会について」

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

平成27年第1回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る2月13日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案につきましては、第1号、平成27年度石狩湾新港管理組合一般会計予算、第2号、平成27年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計予算、第3号、平成26年度石狩湾新港管理組合一般会計補正予算、第4号、平成26年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算が可決され、報告につきましては、第1号として、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を12月24日に専決処分した件について、承認されました。

○委員長

「平成26年度地域防災計画の修正について」

○（総務）半田主幹

平成26年度地域防災計画の修正につきまして、2月12日に開催した小樽市防災会議に諮り、承認されましたので、その主な修正内容について報告いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、災害対策基本法の改正に伴う修正として、指定緊急避難場所等の指定について説明いたします。

「（１）法改正の背景」につきましては、東日本大震災の際に、切迫した災害の危険から逃れるための避難場所と、避難生活を送るための避難所が明確に区別されておらず、被害が拡大したことから、それぞれを区別して指定することを義務づけることとしたものです。

次に、「（２）「指定緊急避難場所」の指定」につきましては、市町村長は、異常な現象の種類ごとに、災害の危険から逃れるための施設又は場所を指定しなければならないとしており、地震、洪水、土砂災害等の種別ごとに指定の基準を定めたものであります。

次に、「（３）「指定避難所」の指定」につきましては、市町村長は、被災者を避難のために必要な間、滞在させるため、一定の基準を満たす施設を指定しなければならないとしており、規模条件、構造基準、立地条件、交通条件ごとに指定の基準を定めたものであります。

資料の2ページをごらんください。

この法改正を受けまして、本市では、従来の地域防災計画における分類と、災害対策基本法に基づく分類が機能面では同様であることから、（１）のとおり、従来の名称を変更して、「一時避難場所」を「緊急避難場所」、「収容避難所」を「避難所」としたものです。それぞれの指定基準につきましては、資料の2ページの（２）以降に記載のとおり、まず、ア、緊急避難場所の指定場所は、従来の地域防災計画において一時避難場所としていた学校等のグラウンドや大規模な火災の延焼から逃れるための場所として新たに公園を指定対象としたほか、地域の避難訓練の際に使用されている津波避難ビルを指定対象としております。

「イ 緊急避難場所の指定基準」につきましては、3ページ上段に記載のとおり、「地震」「津波」「大規模な火事」に分類し、市職員、管理者等により確実に開設されること、安全区域内であること、必要な広さがあることなどとしております。

次に、（３）、避難所として指定する施設は、学校、公共施設等を対象としております。指定基準につきましては、政令に基づいた条件としておりますが、このうち、イ、③の災害による影響が比較的少ない場所については、

3 ページ下段に具体的な立地条件を定めております。これらの基準に基づきまして、資料の 4 ページから 5 ページにありますように、53か所の緊急避難場所及び69か所の避難所を災害別に分類しております。

表の左側、「施設名」の横、「避難所」の欄をごらんください。

表の凡例については、「○」は開設する避難所、「△」は安全が確認された場合に開設する避難所、「×」は開設しない避難所です。また、「－」は当該避難所では対象としない災害であります。また、緊急避難場所については、「○」が基準を満たしている場所、「×」が基準を満たしていない場所です。

次に、避難勧告等の発令判断基準の見直しに係る修正について説明いたします。

資料の 6 ページをごらんください。

内閣府が過去の災害を教訓として見直した避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに基づく北海道の新マニュアルを参考として、地域防災計画の避難勧告等の判断基準を修正いたしました。

(1)、津波災害に係る避難勧告等の判断基準の「修正後」をごらんください。

津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表された場合には、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、避難指示を発令することとしております。

同じく、(2)、土砂災害に係る避難勧告等の「修正後」をごらんください。

気象台から発表される大雨警報や前兆現象などを基準として避難勧告等を発令することとしております。

○委員長

「小樽市いじめ防止基本方針（案）」について」

○（教育）指導室主幹

小樽市いじめ防止基本方針（案）について説明いたします。

本基本方針は、後ほど説明いたします小樽市いじめ防止対策推進条例案の第11条の規定に基づき、いじめ防止対策の具体的な方針等を定めるものであります。

目次をごらんください。

「第 1 章 いじめの防止等に関する基本的な考え方」「第 2 章 いじめの防止等のために小樽市が実施する施策」「第 3 章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策」「第 4 章 重大事態への対処」の 4 章で構成しております。

1 ページから 3 ページの第 1 章では、「市として」「市立学校として」「保護者として」「小樽の子として」「小樽市民として」の役割を示しており、特に、他都市の基本方針に比べ、インターネットを通して行われるいじめに関しての取組を示しているのが大きな特徴であり、今後はこれを柱に、より具体的な取組を徹底することが教育委員会としての大切な役割であると認識しております。

4 ページから 6 ページの第 2 章では、特に、教育委員会としての具体的な取組について、「(1) いじめの防止・早期発見に関すること」としてアからキまでの 7 項目、「(2) いじめの対応に関すること」ではア、イの 2 項目にまとめております。

7 ページから 9 ページの第 3 章では、国のいじめ防止対策推進法第22条で示されている、学校におけるいじめ防止対策委員会について示すとともに、8 ページからは、いずれの学校においても取り組むべき「未然防止」「早期発見」「早期対応」について示しております。

10 ページから 14 ページの第 4 章では、重大事態への対処について記載しております。

10 ページには、「(1) 重大事態の意味」で、具体例を例示しております。

次に、「(2) 重大事態の報告」では市長への報告を、11 ページには「(3) 調査の趣旨及び調査主体」「(4) 調査を行うための組織」を記載しております。学校主体の調査では不十分である場合には、教育委員会の附属機関であるいじめ防止対策審議会において調査することになります。

13ページでは、「（７）調査結果の提供及び報告」を記載しております。

調査結果の報告を受けた市長が必要と認める場合は、市長の附属機関としていじめ調査委員会を設置して、再調査を行うことになります。

14ページには、「重大事態発生時のフロー図」を掲載しておりますが、市長が再調査を行った場合の結果につきましては、議会に報告することになります。

なお、本基本方針案につきましては、当委員会において御議論いただき、3月中に教育委員会及び市長部局において決定し、条例とあわせて4月1日に制定したいと考えております。

○委員長

「消防署塩谷出張所における発煙事案について」

○（消防）総務課長

消防署塩谷出張所における発煙事案について報告いたします。

平成27年2月20日10時40分ごろ、消防署塩谷出張所車庫内において、天井に設置している消防自動車の排気ガスを屋外に排出するための排気装置のふぐあいにより、過熱発煙する事案が発生しました。この事故により、排気用ブロー1台が破損し、ダクトの一部が溶け落ちた状態となりましたが、勤務中の職員が直ちに対応したことから、大事には至りませんでした。調査の結果、原因は、排気ブロー内の金属製の羽根が経年劣化により破損し、ブロー内で他の金属製部品と接触したことにより火花が発生し、ダクト内の油脂に着火、発煙したものであります。

このブローは、17年に設置して以来、定期的に検査をしておりましたが、異常はなく、昨年2月の点検の際も異常はございませんでした。

また、この事故を受けまして、直ちに、各施設の装置の点検を実施し、異常がないことを確認するとともに、施設の安全管理について周知しております。

今回の事故は、職員が施設内にいたために、大事には至りませんでした。事故の原因が装置の経年劣化であるとはいえ、消防施設内でこのような事故が発生したことを重く感じており、大変申しわけなく、深くおわび申し上げます。

今後、このような事故が発生しないように施設の安全管理を徹底し、再発防止に全力を尽くす所存でございます。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第26号について」

○（総務）総務課長

議案第26号小樽市行政手続条例の一部を改正する条例案について説明申し上げます。

国におきましては、昨年6月13日に行政手続法の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行となります。この法改正の目的は、事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に合わせ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備することですが、その具体的内容を申し上げますと、書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度、違法な行政指導の中止等を求める制度などが新たに設けられたものです。

行政手続法は条例又は規則に基づき地方公共団体の機関がする処分等については適用されず、当該処分等については小樽市行政手続条例が適用されますことから、今回、法改正に準じ、同条例の一部改正を行うものであります。施行日は、法の施行日に合わせ、本年4月1日としております。

なお、この条例改正につきまして、昨年12月8日からの1か月間、パブリックコメントにより意見募集を行いましたが、意見の提出はございませんでした。

○委員長

「議案第43号について」

○（教育）指導室主幹

議案第43号小樽市いじめ防止対策推進条例案について説明いたします。

いじめ問題については、滋賀県大津市の事件を契機として、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、26年4月に北海道いじめの防止等に関する条例が施行されておりますが、本条例案につきましては、いじめ防止対策に関し、基本理念並びに市等の責務及び役割を明らかにし、基本的な事項を定めることにより、国の法律と道の条例と相まって、小樽市全体でいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童・生徒が安心して生活し、健やかに成長できる環境をつくることを目的としております。

条例案の内容といたしましては、小樽市独自の規定であります児童・生徒の役割を含む総則的規定、いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題に対応する組織としていじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策審議会及びいじめ調査委員会の設置など15条で構成しております。

○委員長

「議案第51号について」

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第51号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

原爆投下から70年目の年を迎えました。また、今年は、5年に1度行われる核不拡散条約再検討会議も開かれます。本会議の提案説明で申し上げたとおり、道内の主要な港湾で、小樽港ほどアメリカの軍艦が入っている港はありません。軍艦に核兵器が搭載されていれば、港湾施設管理使用条例で使用を禁止されている爆発や汚染のおそれがあるものという項目に触れます。この条例を厳格に適用すれば、アメリカの艦船の岸壁使用を断ることができません。非核港湾条例を制定すれば、市長が明確に岸壁使用を、核兵器廃絶平和都市宣言と条約を後ろ盾にして断ることができます。市民の安全と平和な港を堅持するためにも、本条例案の制定を求めるものです。

以上、提案説明といたします。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○小貫委員

◎議案第43号小樽市いじめ防止対策推進条例案について

最初に、先ほど報告のありましたいじめ防止対策推進条例案について伺いたいと思います。

まず、第4条のいじめの禁止についてなのですが、小樽市で、児童・生徒に対して禁止行為を定めている条例についてほかにどのようなものがあるか、御説明ください。

○（教育）指導室長

本市において、お尋ねでございます条例についてはないものと認識しております。

○小貫委員

続いて、第8条なのですが、ここにある「安全で安心な学校生活を送ることができるように努めるものとする」、この主体は、本来、学校の教職員にあるのではないのでしょうか。

○（教育）指導室長

おっしゃるとおり、「安全で安心な学校生活を送ることができるように努めるものとする」というのは教職員の責務でございますが、そのことにつきましては、第6条で、職員の責務というところで示させていただいております。子供にとっては、第8条第2項の前段では、「児童生徒は、いじめを防止するための学校内の活動に主体的か

つ積極的に取り組むことにより」という部分があって、この努めるという主体性を大切にして、ここに示させていただいたところでございます。

○小貫委員

このいじめ条例を定めるに当たって大変重要だと思うのは、児童憲章の中身だと思うのです。児童憲章の前半部分についてどのように書かれているか、読み上げてください。

○（教育）指導室長

「一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。五 すべての児童は、自然を愛し、化学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される」。以下 6 項目で、計 12 項目となっております。

○小貫委員

今、読み上げていただいたように、児童・生徒については、生活を保障され、環境が与えられ、疾病・災害から守られ、社会の一員として責任を自主的に果たすように導かれる、こういう存在だということなのです。そのことからしてみると、第 4 条や第 8 条にあるような、児童に対してのこのような条文というのは、やはりふさわしくないのではないかと思いますのですが、これについてはいかがですか。

○（教育）指導室長

おっしゃるとおり、子供たちがしっかりとした環境の中で育てられ、育まれるということ、これは大人の責任であり、社会全体の責任だと思います。ただ、子供自身もその中でしっかりと自覚し、先ほど言いましたように、主体的に考える、そのことが非常に大事かと思います。

○小貫委員

続いて、「保護者の責務」というのがありますけれども、それに関連して、家庭教育の自主性というものについて説明してください。

○（教育）指導室長

教育基本法に定められております家庭教育について、第 10 条に記されておりますが、その部分について説明いたします。

第 10 条につきましては、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と第 1 項で書かれております。第 2 項では、「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」と記されております。

○小貫委員

いじめ防止対策推進法では、保護者の責務はどのように書かれていますか。

○（教育）指導室長

推進法においては、第 9 条で、保護者の責務として、第 1 項に「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」とございます。

○小貫委員

今、家庭教育の自主性に関連して、二つの条文を読み上げていただきました。

そこで、今回の条例案については、第 7 条第 1 項でどのように書かれているか、読み上げてください。

○（教育）指導室長

本条例案の第 7 条、「保護者の責務」でございます。その第 1 項、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであることから、基本理念にのっとり、その言動がその保護する児童生徒の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすとの認識の下、当該児童生徒がいじめを行うことのないようにするため、規範意識、生命を大切に、他人を思いやる心その他の基本的な倫理観を養うための教育を行うよう努めるものとする」と規定しております。

○小貫委員

今の「保護者の責務」の部分で、読んでみて、「教育を行うよう努めるものとする」という文言が入っているのですけれども、これが推進法より一步踏み込んだ家庭教育への立入りというか、踏み込んだ表現になっていないかなということで心配になったわけですが、地方自治法第 14 条との関係で、こういう表現で問題はないのでしょうか。

○（教育）指導室長

この第 7 条につきましては、法の趣旨にのっとり定めているものでございまして、内容が法令に違反しているという認識はございません。また、道の条例においても同様の文言となっていると認識しております。

○小貫委員

いじめ対策を推進していくということは大変重要な件であります。しかし、そうであっても、児童に対しての過度な禁止行為、義務を負わせたり、家庭教育の自主性に踏み込んだりするというのは、少し注意が必要かなと思っております。

◎図書館の学習スペースについて

次に、図書館について伺います。

図書館の学習スペースの席数について、現状を示してください。

○（教育）図書館長

図書館の学習スペースの席数についてでございますが、図書館の 2 階に 40 席ございます。

○小貫委員

市民の方から、土日利用でよく使うという方で、受験シーズンになると、満杯なために児童・生徒が帰ってしまうため、大変申しわけないという声が寄せられていますけれども、土日の利用状況について説明してください。

○（教育）図書館長

土日の利用者は 20 人から 30 人ほどでございますが、1 月から 3 月までのいわゆる受験シーズンの土日には満員になることがございます。

○小貫委員

他都市の図書館の学習スペースの席数はどうなのでしょう。

○（教育）図書館長

道内の人口の多い上位 10 市を調査いたしましたが、1 市当たりの学習のための座席数は約 50 でございます。

○小貫委員

小樽市の場合、やや少なめだということだと思うのですけれども、特に、今、言われた 1 月から 3 月、せっかく子供たちが勉強しようと思って来ているのに、帰ってしまうというのは残念だと思います。ほかの部屋が市立図書館の中にあると思いますけれども、混雑時にそういった学習スペースとして開放することは可能なのでしょうか。

○（教育）図書館長

学習室が満員で、ほかの部屋があいている場合は、その部屋に学習できる席を臨時に設けるなどして、柔軟に対処していきたいと考えております。

○小貫委員

よろしくお願いいたします。

◎学校給食の委託について

次に、学校給食について伺います。

まず、学校給食の単独調理校調理等業務を委託するという問題があるのですが、なぜ総務常任委員に前もって報告がなかったのか、説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

委託の問題につきましては、まず、直営調理員の年度途中の退職の発生がございました。その間、単独調理校をどのように維持していくか、内部で議論を重ね、また、職員組合等との交渉等もございましたので、報告が遅れてしまいました。

○小貫委員

総務常任委員長には計画を含めて報告していたのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

委員長への報告もまだしておりませんでした。

○小貫委員

大変重要な変更だと思いますので、しっかり議会に対して説明していただくよう、今後、注意していただきたいと思います。

それで、契約の方法として二つの施設を一括で契約する、そのことが妥当と考えているのか、理由も含めて説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

二つの施設を一括で契約するという事で、作業内容や衛生管理における私どもの指示が、それぞれの施設においてそごが生じないという点において利点がある、妥当であるというふうに考えております。また、札幌市における単独調理校の調理室の契約についても、複数の施設を1本の契約で委託しているというふうに聞いております。

○小貫委員

学校給食センターにおいて、業務責任者の選任についてどのように定められているか、説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食センターにおける業務責任者の選定でございますが、総括責任者1名、業務責任者2名、業務副責任者2名を選任しております。また、総括責任者及び業務責任者につきましては、大量調理施設3年以上の実務経験、管理栄養士又は栄養士又は調理師の資格を有していることとしております。また、業務副責任者につきましては、大量調理施設において2年以上の実務経験と、同様に管理栄養士又は栄養士又は調理師の資格を有している者を選任しております。

○小貫委員

それら3責任者というのは委託業者ですか、それとも直営の職員ですか。

○（教育）学校給食センター副所長

業務責任者につきましては全て委託先の選任となっております。

○小貫委員

衛生管理責任者を調理師にする予定だということで伺っていますけれども、衛生管理は栄養士が行うというのが

望ましいのではないかと思いますのですが、いかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

単独調理校におきましては、衛生管理責任者は調理員ということで現在対応しておりますが、文部科学省の学校給食衛生管理基準におきましては、栄養士が常勤できない施設においては調理師資格を有する調理員を衛生管理責任者とする事となっておりますので、単独調理校においては調理員が引き続き担うものと考えております。

○小貫委員

そうしたら、現在の学校給食センターの衛生管理責任者はこういった人なのですか。

○（教育）学校給食センター副所長

給食センターにおきましては、栄養教諭 3 名が常駐しておりますので、栄養教諭が衛生管理責任者を担っております。

○小貫委員

学校給食衛生管理基準というのが答弁の中でありましたけれども、この基準を遵守する対象というのは誰になるのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

衛生管理基準を遵守するのは給食センターの長というふうに認識しております。

○小貫委員

具体的に言えば、市長ということですか。

○（教育）学校給食センター副所長

給食センターの長というふうに認識しております。

○小貫委員

この衛生管理基準についてですけれども、学校給食の衛生管理についてどのように定められているか、説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

学校給食衛生管理基準でございますが、学校給食を実施する市町村教育委員会において、みずからの責任で衛生管理を遵守するというふうに認識しております。

○小貫委員

それで、昭和 60 年 1 月 21 日に文部省体育局長通知で、学校給食業務の運営の合理化についてという通知が出ています。これの「（三）民間委託の実施」についてどのように書かれているか、説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

済みません、ただいまそちらの資料が手元にございませんので、後ほど調べてお答えしたいと思います。

○小貫委員

それでは、私から説明します。

民間委託の実施について、「ア 献立の作成は、設置者が直接責任をもつて実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと」、これは問題ありません。

「イ 物資の購入、調理業務等における衛生、安全の確保については、設置者の意向を十分反映できるような管理体制を設けること」というふうになっています。予算特別委員会で聞いたところでは、委託の調理師に対して衛生管理責任者を委託するということでしたが、通知によると、合理化については、衛生管理の安全確保は、設置者の意向を十分反映できる管理体制を、ということで、これは直営でやりなさいということとは違うのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

委託先に衛生管理者を置くということで、私ども設置者のほうで、十分責任者を通じて業務について指示・指導

を行い、その責任者が現場に対して衛生管理を行うように指示する、そういうことをもって対応することで、直営でなくても、委託でも問題はないというふうに認識しております。

○小貫委員

それは、しっかり国や道に確認したのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

北海道教育委員会に全て確認済みでございます。

○小貫委員

私が文部科学省に確認したら、それは直営でなければだめですと言われたのです。そうしたら、文部科学省の担当が違うことを言っていたのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

あくまでも管理責任はうちのほうにございますので、そちらを受託側の責任者を通じて指示することで問題はないというふうに回答を得ております。

○小貫委員

その回答は文部科学省からの回答ですか。

○（教育）学校給食センター副所長

北海道教育委員会からの回答でございます。

（「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○委員長

小貫委員。

○小貫委員

私は、文部科学省はどうなのかと聞いたのです。ところが、北海道教育委員会はこうでしたという答弁だったので、確認してください。

○委員長

そのような御質問内容ですが、いかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

文部科学省本省には照会はしておりません。

○小貫委員

私が照会した限りでは、民間委託の場合は、そこは直営がやっていただくと。その根拠は何ですかと言ったら、先ほど言った、学校給食業務の運営の合理化についてというのがありますと。と同時に、学校給食衛生管理基準を守るのは自治体の側ですから、それはもちろん自治体がやるべきことですよという答えが返ってきました。なので、しっかり確認してから今回の委託契約については進めていただきたいのですが、それについてはいかがですか。

○（教育）学校給食センター副所長

御指摘の件につきましてはしっかり確認してまいりたいというふうに考えております。

○小貫委員

もう一つ、先ほどの、学校給食センターの衛生管理責任者は誰ですかという質問に対して、直営だというふうに答えていただいたと思うのですが、いただいた仕様書を改めて見てみたら、委託者が担当するというふうになっているのですが、どちらが本当なのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

衛生管理責任者は、あくまでも私どもの栄養教諭のほうで担当するというふうになっております。仕様書中の業務の分担・担当のほうに記載がございます。

（「委託者。ああ、そうか。なるほど」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

（発言する者あり）

委託者というのはこちらか。受託者が相手ですね。済みません、私が読み間違えました。

それで、問題は、文部科学省とのやりとりの件が本当だとすると、気になる点が出てきます。

地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引きに、疑義応答集があります。ここに、今の件について疑問があるのですが、それについて説明していただきたいのだけれども、管理責任者の兼任についてのQアンドAがありますので、それについて説明してください。

○（教育）学校給食センター副所長

当該手引の疑義応答集の管理責任者の兼務についての説明でございます。

請負事業主の管理責任者は、請負事業主にかわって、作業の指示、労働者管理、発注者との交渉等の権限を有しているものですが、作業者を兼任していても、これらの責任を果たせば、問題はないというふうに記載がございます。

また、管理責任者が不在の場合、代理の者を選任しておけば、問題はございません。

ただし、作業の都合で、請負労働者の管理等ができない場合は、管理責任者とはいえず、偽装請負と判断されます。

さらに、作業場に、作業員が1人しかおらず当該作業員が管理責任者を兼任している場合、実態として発注者から管理責任者への注文が、発注者から請負労働者への指揮命令となることから、こちらも偽装請負と判断されますというふうになっております。

○小貫委員

仮に、単独調理校の委託の問題で、衛生管理者を直営で置かなければいけないということになると、調理員若しくは調理師の配置が1名から2名となります。その場合、今、読み上げたところに抵触するおそれがあるのではないかと思うのですが、それについて見解を示してください。

○（教育）学校給食センター副所長

あくまでも責任者を通じての業務指揮というふうになるかと思いますので、その辺については問題がないというふうに考えております。

○小貫委員

しかし、2人しかいない職場で、1人が責任者で、その1人は直営でなければいけなくて、その人があと1人の労働者に指示を出したら、指揮命令を行ったということになるのではないのでしょうか。

○（教育）学校給食センター副所長

そちらの御指摘につきましては、先ほども述べたように、道教委の見解をベースに委託を考えておりますので、もう一度しっかり確認した上で対応したいと思います。

○小貫委員

それにしても、多くて3人ということになると、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準第3条との関係で疑問が出てくるのではないかと思います。その辺も含めて、しっかり精査して、後で返答をいただきたいと思います。

◎新・市民プールについて

続いて、新・市民プールに関連して伺います。

市立小樽病院の跡にプールはつくれないのだろうかという声がありまして、この点に関してどのようなことが可能なのか踏まえて質問いたします。

現在、解体作業中です。それで更地になった後でプールを建設するということを決断した場合、財政上、どのような問題があるのか、説明してください。

○（財政）財政課長

市立小樽病院の跡地にプールを建設する場合の、財政上というか起債上の話で説明させていただきたいと思います。

市立小樽病院の解体、駐車場建設というのは、あくまでも跡地に小樽市立病院の駐車場を整備するという内容で事業が進んでおります。そういうことになっておりますので、その起債の償還期間中にプールを建設するという形になりますと、駐車場の一部が他の施設に転用されることになりますので、そうすれば、その該当部分につきましては、起債の繰上償還をしなければならないというような問題が出てくるかと思えます。

そのほかにもいろいろ課題があろうかと思えますけれども、例えば、駐車場がプールになるということになりますので、どうやって小樽市立病院の駐車場を確保していくのか、確保していくためにはさらなる財政負担がかかってくるのか、その辺が課題だというふうに認識しております。

○小貫委員

課題はあるけれども、法的にはゼロではないということによろしいですね。

○（財政）財政課長

おっしゃるとおりでして、いろいろ課題はまだまだあると思うのですが、将来にわたって検討すること自体が全くできないということではないという状況でございます。

○小貫委員

病院事業債を返す場合は、幾ら繰上償還しなければいけないのでしょうか。

○（財政）財政課長

繰上償還の額につきましては、そこにプールがいつ建設されるのか、また、どの程度の面積がプールとして必要なのか、その辺で額が確定してまいりますので、現時点でその辺が具体的になっておりませんので、償還額が幾らかというのは、お答えすることはできません。

○小貫委員

償還額がわからないということですが、仮にそこにプールを建設すると決まったとしたら、あくまでも想定の話ですが、起債ができるのかどうか、その辺はいかがですか。

○（財政）財政課長

具体的にこういう話を一切北海道とも協議しておりませんので、何かしらの条件的なものがもしかしたら出てくるかもしれませんが、一般的に考えますと普通建設事業でございますので、起債することは可能だと思います。

○小貫委員

建築基準法上、ここにプールを建てるということになった場合、どのような制限がかかるのか、説明してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

専門ではないのですが、知っている範囲で答えさせていただきます。

当該地域は第一種住居地域でございます。建築基準法上、建蔽率につきましては60パーセント、容積率300パーセント、仮にプールの建設ということになりますと、そのプールにつきましては3,000平方メートル以下という縛りがあるというふうに認識しております。

○小貫委員

3,000平方メートルでプール建設は可能ということによろしいですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

当然プールの規模などによってくると思いますけれども、用地として5,000平方メートルで、そのうちプールが2,000平方メートル、駐車場として3,000平方メートルということをこれまで答弁してきたかと思いますが、それからいきますと、3,000平方メートルでプールの建設ということは可能かというふうに考えております。

○小貫委員

建設地をどこにするかというところで非常に見つからない、市有地も便利なところはもうほとんどないという現状の中で、検討するぐらいは、職員の労働力がかかるけれども、ただの範囲ではやってもいいのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

市立小樽病院の跡地についてどうのこうのということではなく、プール建設に当たっては、これまでも教育委員会の中でももちろん検討いたしましたし、市長部局とも協議しながら進めてきております。今後もそういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○小貫委員

市長部局とは話してきた、でも、この間、病院局とは話はしていませんよね。いかがですか。

○（教育）生涯スポーツ課長

病院局と具体的な話はしていないというふうに認識しております。

○小貫委員

先ほど財政課長が言ったように、仮に建設できたとしても、最も優先的に考えなければいけない小樽市立病院の駐車場の問題など、いろいろ確かにあることはあると思うのです。それについて市民の意見がどうなのかということもしっかり把握しなければいけないでしょうけれども、今、言ったことを、小樽市立病院の駐車場と決まったのだからだめですよというのではなく、一応検討していただきたいと思います。

◎石狩湾新港港湾計画改訂について

石狩湾新港の港湾計画の改訂について報告がありました。そのことについて、まず、現行の港湾計画の推計貨物量と目標の年について、現在の貨物量との比較も含めて、説明してください。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

現行の港湾計画につきましては、目標年次は平成10年代後半であります。

取扱貨物量の目標としましては、外貿160万トン、内貿が500万トン、計660万トンでございます。

現状の貨物量につきましては、25年ということで話をさせていただきますが、外貿で260万トン、内貿で210万トン、合計で470万トンということで取り扱っている状況でございます。

○小貫委員

外貿は少し伸びたけれども内貿が予定どおり伸びなかったというところで、合計で言えば660万トン予定したものの、470万トンにしかならなかったと。

目標の年とした平成10年代、後ろのほうと言うけれども、19年あたりで見たら、どうなのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

平成19年という形では把握していないですけれども、取扱貨物につきましては、大体400万トン前後かということで認識しております。

○小貫委員

当初の港湾計画の改訂のときも、石狩湾新港管理組合の議事録を読みますと、ころころ貨物の推計が変わっているというような指摘を当時の西脇議員からされていて、そういう港湾計画の推計の甘さは当時からあるのかなと思うのですが、小樽港との連携についてももう少し具体的に説明していただけますか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

小樽港との関係につきましては、報告資料に書かれておりますとおり、石狩湾新港と小樽港が「それぞれの特性を活かしつつ連携し」ということでありまして、その特性でいきますと、小樽港でいえば、日本海側フェリーの航路、特殊な荷役機械を使った穀物の取扱いということでありまして、新港でいきますと、エネルギーの供給基地、金属くずなどのリサイクル品の移輸出ということでありまして、今後、それぞれの特性、利点を生かしながら、相互に機能を補完していくべきものだという考えの下に、このような形で記載させていただいております。

○小貫委員

その機能分担をどのようにやっていくのかというのが重要だと思うのですが、現にもととの石狩湾新港との、たぶん機能分担というのが結局変わってきている状況の中で、どうやってそれを担保していこうと思っているのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

機能分担につきましては、これまでも 6 項目ということで貨物の配分の形で記載されておりましたけれども、やはり貨物が、従来ばら荷貨物だったものが、フェリー、コンテナという形で貨物の中身がだんだんわからなくなっているということがあります。今後はやはり両港の機能を生かして、過大な二重投資をしないようにということでお互いの整備を進めていくということでは、石狩湾新港管理組合を含め、各母体でその内容については確認したところであります。

○小貫委員

コンテナになってしまったからどうなっていくかわからないというところで、連携、連携と言って、この貨物は小樽港でやりましょうと言っても、決めるのは入ってくる企業であって、そういう中でどうやってこの決めた連携というのを維持するのですかというところが疑問なので、お願いします。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

確かに、委員のおっしゃるとおり、港湾の利用者側が最終的に選択することになりますので、行政が決めたという保証はございませんけれども、港湾計画というのは、行政の指針的な計画ということでありますので、まず、これが目指すべき姿、と示した中で、今後、社会・経済情勢が変わっていくと思いますので、その状況に合わせて柔軟な対応をしていくべきなのかというふうには考えております。

○小貫委員

花畔地区についてなのですが、いただいた報告資料では、「（１）外貿コンテナ埠頭」とあるのですが、ここで内貿は扱わないのかどうか、これだと内貿の欄がないのですが、それについていかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

内貿は、项目的な表記がないのでわかりづらいかと思いますけれども、内貿ユニット貨物につきましては、水深 10メートルの岸壁 3 バース、1 バース当たり 170メートルを想定して、延長で 510メートル、埠頭用地は 12ヘクタールと記載されておりますが、ここについて、内貿ユニット貨物を取り扱うということでの記載ということで認識しております。

○小貫委員

しかし、後で議員になった人がこの港湾計画書を見て、ここが内貿だ、などというのはたぶんわからないと思うのです。それについていかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

港湾計画書の記載につきましては、先ほど説明いたしましたけれども、国との細かな協議が未了となっておりますので、今後、国からの指摘がありましたら、もっとわかりやすい表記に直す可能性もあるということで、こういう御意見があったということにつきましては管理組合に申し入れたいというふうに思っております。

○小貫委員

内貿のコンテナ船については、代表質問で北野議員が取り上げていましたけれども、結局、内貿を、どうしてこの設備が必要だと言っているのかというところは、どうなのでしょう。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

内貿につきましては、あくまでも将来の可能性ということで、地域の声が大きい、地域が、もし新港に内貿ユニットの航路があれば荷物を運びたいというような企業要請もあるということと、太平洋側港湾に荷物が集中しているということで、太平洋側港湾が被災したときに、代替機能ということで日本海側の港湾が強化されていくべきだというような考えに基づいて、将来としてこのような内貿のユニット貨物の航路が必要ではないかという計画を位置づけているところと聞いております。

○小貫委員

それについての意見が、総務部長が答弁していたように、結局、北海道全体として増えなかったら意味がないのではないかということを行ったということだったのですけれども、これは、企業への聞き取りだということなのですが、その根拠がやはり乏しいと思うのです。今後、この問題についてはどのように意見を申し述べていくつもりなのか、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

確かに内貿の貨物につきましては将来的にはそれほど伸びる要素がないというふうには認識しておりますけれども、近年、5 か年は確かに伸びている、平成16年の貨物量までには回復するだろうという設定の中でこの貨物量を推計しているということでございます。貨物の動向については今後も見ていきたいと思ひますし、我々も、港湾計画に位置づけられているからといって、直ちに整備を容認した形ではございませんので、この辺の状況については十分見極めていきたいというふう考えております。

○小貫委員

予算特別委員会で北野議員とのやりとりもありましたけれども、新たに増える貨物量920万トンのうち、港湾計画改訂で予定されている4事業で取り扱う貨物の増加分は幾らになる予定ですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

四つの主な事業で取り扱う貨物につきましては、北海道電力のLNG火力発電の取扱いで470万トン、既存の木材チップや石灰石などを取り扱うのが140万トンになりますので、これらを除きまして約310万トンになると聞いております。

○小貫委員

そのうち、先ほど言っていた内貿コンテナが幾らになるのですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

内貿につきましては約180万トンということで推計しているというふうに聞いております。

○小貫委員

4事業での増加分の半分以上がこの花畔地区の内貿コンテナだと言うけれども、その事業の将来性というのは、見通しが立っていないというところだと思うのですが、やはり港湾計画の推計貨物量のところが、今でもそうだし、平成9年の港湾計画のときもそうですけれども、こういう根拠があやふやな港湾計画の改訂についてですが、本来もっと現実的な貨物量を根拠にした計画にすべきではないかなと思うのですけれども、行政指針などと言うのだったら、より確かなもののほうがいいのではないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室佐藤（直）主幹

今回の改訂につきましては、企業ヒアリングですとか、港の実績を基に貨物量を推計しているということであり、ます。春から事務レベルで検討部会というものがございまして、その中でも、我々もいろいろな意見を言ってきた

ところであります。ただ、事業の実施というのではなく、やはり港湾計画というような将来の港湾空間のあるべき姿というものを示したものでありまして、行政指針と言ったのですけれども、港湾のマスタープラン的なものでございますので、これに位置づけたからといって決して事業を担保するわけではございません。直ちに実施するというふうには私どもも正直考えておりません。その辺についてはそのような見解で考えています。

○小貫委員

しかし、港湾計画どおりに進まない港湾施設整備を見て、ポートセールスに使って、こういう港をつくろうとしているのです、ぜひいらしてくださいと言っておきながら、実際は母体負担が重いのでやらないのですよと、それは違うというか、やはりしっかり現実にあった、こういったことは計画されているけれども、今のところ、見通しは立っていませんというような形で使わないと、来ていただいた企業に対して失礼になるのではないかなと思います。いずれにしても、事業実施のときに判断するというのが小樽市の立場だと思いますが、それだったら、この港湾計画改訂にやはり同意すべきではないという意見だけ申し述べさせていただきます、終わりにいたします。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 54 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○酒井委員

◎学力向上について

まず、学力の向上について伺います。

上林教育長の下、教育委員会は学力の向上に向けてさまざまな取組を行われてきたわけであります。そのような中、昨年 11 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで、この期間を設けて小樽市学力向上改善プランというものがつくられました。この主な内容と取組について御説明願います。

○（教育）指導室主幹

小樽市学力向上改善プランにつきましては、今年度の全国学力・学習状況調査の結果を基に学力向上検討委員会でその結果を分析・検討した結果、本市においては基礎学力が定着していないという児童・生徒が全国、全道よりも多いこと、文章を書く力を苦手としている児童・生徒が多いという現状を基に、基礎学力の定着、書く力の育成、家庭での望ましい生活習慣の確立、この三つを重点課題として取り組むこと、その内容を示した学力向上改善プランを作成したところでございます。特に、基礎学力の定着を図る取組としては、各学校において漢字の習得や四則計算などその学年で最低限身につけなければならない事項を定着目標として設定しまして、学力向上検討委員会で作成した確認テストなどを学期末において繰り返す行うことで学力を定着させる、そのような取組を校長会と協議しながら市内全ての学校で実施するというものとしたものでございます。

○酒井委員

書くという話がありました。中学校の国語 B の書く力という部分に当たると思うのですが、全国あるいは全道から見ても、グラフ的に非常に低い状況となっております。この原因というのはどのように考えているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

中学校国語B、小学校についても書くことは少し低くなっているのですが、書く力が身につけていない原因としては、本市の児童・生徒は、日常の授業や家庭での学習において、自分の考えをわかりやすく書くだとか、ノートに書き記して説明するだとか、そういう活動の機会が少ないことが原因の一つであるというふうに考えております。

○酒井委員

その書く部分なのですけれども、プリントやノートなどいろいろ書く場面があると思うのですが、基本はノートだと思うのです。そのような中、授業の内容によってはプリントなどを使うこともあるかと思うのですが、この取扱いというのでしょうか、その辺はどのようになっているのでしょうか。

○（教育）指導室主幹

文章による表現ということは、多くの児童・生徒が苦手としております。その中で、やはり、授業の中でノートに自分の考えを書いてそれを基に発表し合うだとか、そういう言語活動を充実させた授業の改善が進められていかなければならないと思います。それを繰り返し行わなければ、書く力はなかなか身につかないと考えておりますので、今後とも学校訪問や研修会などを通して指導してまいりたいというふうに思っております。また、今年度、指導室で、ノートづくりをどうすればいいのかということの指導資料を作成して配付する予定となっておりますので、そういうものも活用しながら、ノートの充実というか、そういうものを図ってまいりたいというふうに考えております。

○酒井委員

ノートについてはわかりました。要はプリントですね。例えば、ノートは1冊になっていて、破らない限りなくならない大事なものだと思うのですけれども、プリントは1枚ずつなのでなくすことが考えられると思うのです。これも大事な学習の一つだと思いますし、予習・復習の材料にもなり得るものだと思うのです。例えば、こういうプリントというのは、ノートに張りつけたりとかそういう取組までされているのかどうか。

○（教育）指導室主幹

委員がおっしゃるように、ノートというのは、振り返るときに活用したり、ということであれば、非常に大切な学習用具の一つであるというふうに認識しております。ただ、授業内容によってはプリントやワークシートなどを活用したほうが効率よく授業が進むという場合もございますので、そういう場合は、今、委員がおっしゃいましたように、例えばプリントをノートに張りつけてきちんと保管しておくだとか、クリアファイルにきちんとおさめて後から振り返りのときに使えるようにするだとか、そういうところを、学校訪問等を通して指導しているところでございます。

○酒井委員

やはり基本はノートだというふうに思います。総務常任委員会かどこかの場面で話をさせていただきましたが、以前、桂岡小学校を見に行ったときに、児童同士で、授業の最後の5分、3分ぐらい前に、それぞれノートを見て歩いてということで、私も見て歩いた一人ですけれども、やはり一人一人違うのですね、書き込みというか、たくさん書いている児童もいれば、要所を押さえて書いているのかというのもありましたが、まず、書くことに重点を置いて今後取り組んでいただきたいのと、学力向上についてはなかなか数値的なものがすぐ出るものではないと私も以前から申し述べておりますけれども、そのような中、根気強くやっていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

◎防災について

次に、防災について質問させていただきたいと思うのですが、まず、昨日の雨による水……

（「すごかったもんな」と呼ぶ者あり）

はい、すごかったです。

水害があったと思うのです。消防がかかわるといふか、消防に通報があって出動した件数とその主な内容で結構ですので、お示しいただきたいと思います。

○（消防）警防課長

昨日、消防が対応しました事案につきましては13件ございました。消防車両延べ39台、職員延べ140名、消防団は車両1台、団員5名がその対応に当たっております。災害の内訳でございますが、強風による屋根の剥離が2件、水害が10件、土砂崩れが1件ございました。水害のうち、主なものとしましては、山や崖からの雪解け水による災害が2件発生しておりまして、土のう等により流水経路を変更したり、敷地内への流水を消防ポンプ車にて排水したりするなど、被害の軽減を図っております。また、新聞等により報道されましたJR敷地内において発生しました土砂流出事故により、土砂に巻き込まれた負傷者2名を救急搬送しております。なお、各現場につきましては、現在は既に落ちついている状態というふうに聞いております。

○酒井委員

昨日、予算特別委員会に来る前に、銭函なのですけれども、水洗トイレが流れないですとかいろいろ電話が入ってきたところで、水道局や建設部にいろいろと電話をして対応してきたところなのですが、その電話を受けたときに聞かれたのが、例えばこういうときはどこに通報すればいいのかというふうに言われたのですけれども、その辺についてはどうなのでしょう。例えば、市役所代表に電話をして窓口の方が振り分けてくれるとか、その辺はどう市民の皆さんに伝えればいいのかという部分があるのですけれども、どうでしょうか。

（発言する者あり）

○（総務）半田主幹

我々防災担当にも何件かお問い合わせがございました。あと、生活安全課や水道局にも直接お問い合わせの電話が行っていたようでございます。相談・苦情の内容に応じまして各部署に振り分ける作業は、防災担当でもやっておりますし、各担当部署に直接電話がかかった場合には、当然そちらで対応していくという形になっております。

○酒井委員

要は代表に電話していただければいいということなのですね。小貫委員からありましたが、私に電話してくれという話もあるので、電話対応できないこともあるので、どこに電話すればいいかと聞かれたことがあったので、それは確認させていただきました。

昨日みたいなことがあったとき、防災担当としてはどのような対応をしていたのか、お示しいただきたいと思います。

○（総務）半田主幹

我々防災の部署での対応についてですけれども、まず、災害が発生している場所、日時、被害状況、対応状況などの情報収集を行っております。この情報収集の中で、さらに対応が必要になってくるような住民の避難対応の検討についても行っております。それ以外につきましては、マスコミからの問い合わせ等がございましたので、その対応を行っております。

○酒井委員

昨日の部分については、JRの部分の崖崩れもあったのですが、それほど大きな事案もなく、今は復旧されているということで、よかったなと思うのですけれども、この時期のあの雨量ということになりますと、例えば、雪解け水も同時に発生して、鉄砲水のような部分、それが拡大する部分、それから、崖崩れや雪崩の危険性もあるかと思います。最後に要望としてお伝えしたいのですが、避難所運営マニュアルを急いでつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木委員

◎まち・ひと・しごと創生に係る「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定について

報告を聞いてということで、2 点ほど、まち・ひと・しごと創生に係る「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定についての報告を受けた部分で質問させていただきます。

先ほど御説明がありまして、資料の四つ目の囲み、「地方人口ビジョン」「地方版総合戦略」の策定」については、「本市「人口対策庁内検討会議」「小樽市人口対策会議」での検討事項と趣旨を同じくすることから、両会議において策定に向けた検討を進める」というふうに御説明がありました、書いてあるとおりなのですが、ところが、この地方人口ビジョンの中身、次のページを見ますと、「人口の現状分析」「人口動向分析」「将来人口の推計と分析」、分析、分析ということが多く、最後に「人口の将来展望」と書かれているわけでありまして。私の思いでは、地方版総合戦略については、市民の意見、庁内も含めて、これからどうするかという具体的な方策、そういうことを一緒になって考えようということで、それは結構なのですが、この地方人口ビジョンの分析と人口の将来展望というのは、どちらかというと庁内検討会議がリードして、ある程度、もちろん数値的なもの、それと、最後にあります「人口の将来展望」というのは、民間の方を交えて、本市がどのぐらいの人口でどうなるべきかというのは、やはり庁内検討会議である程度リードしなければ進まないものだというふうに思うのですが、この考え方はいかがなのでしょう。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今お話がございました部分につきましては、人口対策等の検討につきましては庁内検討会議と、今お話がございましたように、民間の方にも参画していただく人口対策会議、これを、それぞれその議論をフィードバックさせながら進めていくということで考えているところでございまして、今お話のございました人口の推計ですとか、将来の目標といいましょうか、あるべき姿、こういったものは、やはり私ども事務局も含めて、庁内である程度そのたたき台といいましょうか形をつくった上で、人口対策会議にも示していくということになろうかというふうには考えております。

○鈴木委員

これは確認でありまして、先ほどのお話だと、両方とも同じようにもんでいただくみたいなニュアンスでございましたけれども、先ほど言ったとおり、民間の方々を交えたときに、よく言われるのは、では市としてまず基本的にどういうお考えというか、特に財政的なものもありますし、特に人口が、先行きはどのぐらいでとめておきたいとか、そういうことがなければ、はっきり言って、それによってやはり対応などが変わってくるというふうに思うのです。ですから、ある程度きっちりそういうところを庁内というかこの中で御提示いただきながら、修正する部分はもちろん修正していただいて結構なのですが、やはり、その部分は考えてくださいではなく、こちらがイニシアチブを持ってやっていただきたいということのお願いであります。それはよろしいですね。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今お話しいただいたことも踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員

◎小樽市いじめ防止基本方針（案）について

それで、小樽市いじめ防止基本方針（案）について、今日、報告していただきました。こういった形で、しっかりした形でできてよかったなとは思っています。ただ、どちらかというと私は古い人間でありますので、我々が幼いころもいじめというのはたぶんありましたし、そういった意味ではいつもこれは混在している、ただ、それをどうやって少なくしていくか、そして未然に防ぐとか、そういうことが必要なのだなとは思っています。その中で、PTAとか特に家庭の方々が、昔は、昔のことばかり言うとあれかもしれないのですが、教員が、兄弟が多かったりしますので、長男の家庭環境を見ているうちに、例えば次男とかその後の方の家庭環境もずっと見ていて、こ

の家庭はどういう環境なのかなとか、それから隣近所の方、そういうことで結構情報が学校にしっかり、家庭環境も含めて集まったというふうに思うのです。このごろは、モンスターペアレントではないですけども、やはり意思の疎通で突拍子もない行動に出られる方も多いということもありまして、こういった形できっちり対応されるということも一つあるのかなと思います。

この中で、先ほど、資料の14ページ、「重大事態発生時のフロー図」ということで、御説明がありました。このフロー図については何も意見はないのですけれども、例えば、ここに「①発生報告」ということがございます。これは、市立学校というか小学校並びに中学校の中でこういう事象が発生しているよということを報告していただかなければ始まらないわけでありまして、まず、このことでお聞きしたいのです。

それで、1 ページに戻りまして、「いじめの定義」というところがございます。こちらに書いてありますとおり、「児童生徒に対して」うんぬんということで、もっともなことを書いてあるわけでありますけれども、今、言ったように、通報していただく8割、9割が生徒並びに児童ということだと思います。学校の中で、先生、これおかしいよとか、何かまずいんじゃないかなと思いますというようなことを言われるわけですけども、そのときに、児童・生徒にとってこのいじめの定義は、この文章だけでは難しすぎると思うのだよね。やはり、いじめというものがどういうものなのかということをもう少しかみ砕いておっしゃっていただきたい。児童・生徒に対して、こういうものをいじめというのだよということは、どのように捉えていらっしゃるか、お聞かせいただけますか。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃるとおり、いじめの定義につきましては、このままの文言では非常に難しい部分だと思います。それで、実は、これまでも本市においては、教育委員会として、いじめをしない、させない、許さないというようなチラシをつくってまいりました。その中でも、例えば、いじめの対応が今までいろいろな場面で話されていますけれども、冷やかしの、からかい、物をとる、言葉での暴力、そのようなことを具体的な言葉で示したものを児童・生徒に配付して、実際に指導に生かしてもらっているという経緯がございます。また、今後、条例を定め、基本方針を制定していきますので、その中ではこの条例や基本方針の内容も踏まえて、このようなものを小樽市ではつくっていますよ、そして、これを皆さんの安全・安心の暮らしのために、そういう環境づくりをするためにつくっていますよ、皆さんもこういうことに気をつけますよというような子供向けのものもしっかり用意して、それを道徳の時間や学級活動の場面で指導していきたいというふうに思っております。

○鈴木委員

今おっしゃっていただいたように、先ほど言いたいじめの事態の吸い上げというのは、今言った生徒・児童にどれだけいじめということ、だめだよということも含めて、そういうことはきっちり解決しなければならないので、その方法としては、まずは教えなければならないよと、そういうことをやっていただきたい。そのためには、まず児童・生徒にはそれでわかるのですけれども、次は教員ですよ。やはりいじめというのは、加害者と被害者とあります。その場合、たぶん温度差がかなりあると思うのです。やられたほうはこんなことでもすごく悩むし、やったほうはこんなことぐらいで悩むのかということもあろうかと思うのです。このときの、行司裁きではないですけども、それはやはりある程度、教員が一義的に最初に聞くというふうに思うのです。教員に対して、いじめというものの、今、言った大きいいじめ、重大な事態とかそういうのはありますけれども、この認識というのは、どのような指導をされているのかをお聞かせください。

○（教育）指導室長

今、子供を取り巻くさまざまな悲惨な事故等あります。今回の川崎市での事件も、詳細はまだ調べている最中ですが、そのようなこともございます。そういう部分では、やはり大人がしっかりと見取れるということが何よりも大事かと思います。そのような中では、学校においてはこれまでも教員向けの研修会を行っていますし、その中でワークショップを行いながら、事例に基づいてどのような場面でどういうことに子供がサインを出している

のかだとか、サインというのものなかなか見取れない、要するに通常の状態からどれだけ違うかという部分では、通常見ていないとわからないのですね。そういう力量をしっかりと身につけなければならないと。

また、今回の条例案の中には、具体的に書いておりませんが、各学校で基本方針を定めて組織をつくることになっています。その基本方針や組織の中身まではここに具体的に書いていませんが、その基本方針の中にも、実際に教員が校内で委員会を立ち上げるためには外部の人材を必ず入れることになっています。そうすると、例えば保護者やスクールカウンセラー、そういう方が入って、いじめについてどうなのかということを検証していく、これは今までにない形でございます。今回の法律を基にそういう取組がされるということで、その中で教員は今までどおりに、これはいじめではないだとか、勝手な判断はなかなかできないだろうと思いますし、安易にそこをいじめではないというふうにするということは、この法律の中でもしっかりと気をつけるようにということで、基本方針の中でも書かせていただいているところでございます。

○鈴木委員

学校内で起きることですから、児童間、そして生徒間です。ですから、本来は児童・生徒がそういったことをきっちり、いじめはいけないなということで、しないというのが基本でありますから、それは道德等でしっかり教えていただく、発生した場合は速やかに対応していただくということなのです。

それで、先ほどのフロー図に戻らせていただきたいのですが、重大事態の発生ということで話をさせていただきます。よくあるのは、学校で相談しないで、直に教育委員会に電話等が来る場合があるかと思います。実際そういった事例も見ています。そういった場合はどういう処理をされるのか、お聞かせいただけますか。

○（教育）指導室長

保護者等からそういう連絡、相談などが入った場合には、まず、学校にその部分の確認を当然します。保護者からの要望を受けて、その際、例えば匿名でお願いしたいだとか、実際に名前でもお願いしたいだとか、さまざまなケースがございますので、その御要望に応じて学校と必ず事実確認をする、これは間違いなく進めたいと思っています。

○鈴木委員

ということになりますと、この「①発生報告」ということが、教育委員会に直接来られたら、差し戻して、学校に相談してくださいと。そして、学校にその事実確認も教育委員会ですて、発生報告を受けるという形をとるということですね、基本的には。

○（教育）指導室長

いったん保護者に返すというよりは、その中身を教育委員会として受けまして、私ども教育委員会としても学校に、それが事実なのか、その確認をなさないと、しっかり事実確認をしてくださいというような指導をします。そして、報告をもらうという形になります。

○鈴木委員

それで、気にかかったのが10ページ、「重大事態の意味」ということが書かれています。具体的にわかりやすく「児童生徒が自殺を企図した場合」など四つ書かれているのですが、特に最後の「精神性の疾患を発症した」というところは、ある程度、保護者の方の認識で違ってくると思うのです。やはり保護者の方にとっては、自分の子供ですから、少しでも精神的に病んでいると思えば、これは重大な事態というふうにそれを学校に言ったら、小さなことだと言われて、そごがありまして、結局、例えば教育委員会に持ってくる、そういう事例が結構、実際に聞いていて、あります。うちのは教育委員会にどんどん来たことはないですよ。ほかです。そういったとき、例えば教育委員会に持ってこられて、保護者の方はかなりせっぱ詰まっていそうだと、学校に聞いたら、いやいや、そうでもないのだというのか、そういうときというのが、すごくはさまになると思うのです。そこら辺はどうお考えか。

○（教育）指導室長

実は、不登校とも少し関係があるのですが、精神的な疾患の場合、私どもは医者でございませし、関係機関というか、例えば保健所、また、医師等に相談するということもあると思います。ただ、学校として、それが大したことではない、今お話の中で、認識というか、小さなことであるというような認識の場合、どうするのだということだと思うのですが、私ども相談窓口としてスクールカウンセラーもおりますし、このスクールカウンセラーは臨床心理士の資格を持っていますし、また、昨年度からスクールソーシャルワーカーを入れさせていただいております。そういう面では、そういうケアの部分というか、学校と保護者をつなぐという部分では、そういう方々の力もかりながら、学校だけの認識に頼らずに、保護者の視点にというか、市民の皆さんの視点に立った寄り添った形での対応をしたいというふうに思っております。

○鈴木委員

14ページのフロー図に関して言いますと、先ほども言ったように、いいのだらうなとは本当に思っています。ただ、よく週刊誌とか、いじめとかのときに出てくるのが保護者への説明なのです。それも終わった後ではなく経過の説明になるわけです。ここがしっかりしていないと、結局、すごい刑事事件に発展したり、すごく保護者の方が怒りまくったり、そういうことが起こる中で、この中には、説明というか、保護者とのやりとりの部分はお書きになっていないのですが、それは市立学校の校長がなさることなのですか。

○（教育）指導室長

重大事態ということで申しますと、資料の13ページの「（7）調査結果の提供及び報告」でございしますが、「いじめられた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供」ということで、「学校又は教育委員会は、いじめられた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する」、ただ、「これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する」と示しているのですが、委員が御心配のように、こういう事件については、先ほどありましたように、今までは学校の中で、閉鎖された中でいろいろ扱われて、やはりわからない状況が続いてきた、それによって、事が非常に大きくなったり、重大事態が発生したりしたということがあります。ですので、ここに記されていることも、いじめ調査委員会の中に保護者が入ったり、外部の方が入ったりすることによって、より透明性を高くするということと、あわせてプライバシーも大事にしていくという、非常に子供にかかわることですし、人権にかかわることでもありますので、難しさはありますが、そのような情報提供に心がけていくということになっております。

○鈴木委員

大変難しいところで、私が最初に申し述べたことに戻りますけれども、人と人との信頼というのが、本当にこうやってきっちりするのは結構なのですが、やはりつまるところは、今言った保護者の御理解、こういった経緯も含めて、途中経過とか、ここに至った部分とか、そういうことも理解していただきながら、できればやはりある程度そういった中で解決していただきたいというのが本音なのです。これは仕方がないと、どうしてもという場合は、もちろんこういう形でいくのでしょうかけれども、今言ったところを無視して、やはりこのフロー図の形だけでいきますと、いくらきちんと話しても話にならないという場合は仕方がないと思いますよ、でも、つまるところは人と人との、ましてや同じ学校に通われている児童・生徒同士のことでありますので、そういうことも配慮してやっていただきたいというのは、最後でございます。

○（教育）指導室長

委員がおっしゃることは本当にそのとおりだと思います。学校教育においては本当に信頼が何よりも大事だと思いますし、きめ細かな対応をそれぞれのケースに応じてしていかなければならないと思っています。そのことを十分踏まえて、いじめがとにかく起きないように、信頼関係を常日ごろ構築できるように、学校に指導していきたい

と思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○秋元委員

◎平成26年度地域防災計画の修正について

初めに、報告を伺いまして、小樽市地域防災計画の修正について確認させていただきたいと思います。

4 ページに避難所、緊急避難場所の一覧が掲載されていまして、一番下にいろいろと項目があります。その中で、指定避難所の中で、「△」です。「安全が確認された場合に開設する」とされている指定避難所がありますけれども、まず、この安全の確認手順と、その責任者はどなたが行うようになっているのか、伺いたいと思います。

○（総務）半田主幹

避難所の一覧にございます「△」、「安全が確認された場合に開設する」という安全の確認の手順でございますが、チェックシートというものを現在作成中でございます。そのチェックシートに従いまして、各避難所における開設職員がチェックをいたしまして、その内容を災害対策本部に報告した上で、開設する、しないという判断をしていくという流れになっております。「△」をつけておりますのは地震への対応ということでございまして、この各施設につきましては耐震基準が古いものという位置づけで、このチェックシートに基づいて安全を確認してから開設するという手順を踏むということでございます。

○秋元委員

地震の対応になるということなのですが、連絡手段などもあると思うのですが、常時、責任者となる職員の方に、チェックシートですか、その保管場所なども当然、徹底していくとは思いますが、場所によっては、連絡をとる間、避難所ですから 2 次避難所みたいな考え方ですよね、1 次避難所は緊急避難場所というふうになると思いますし、災害が静まった時点で避難所に移動されるということで考えれば、開設まで結構な時間がかかってしまうような避難所も出てくるのかなと思うのですが、その辺の対応というか対策、この辺はどのように考えていますか。

○（総務）半田主幹

各避難所には連絡手段といたしまして携帯電話を配置しております。この携帯電話は災害時優先電話という位置づけになっておりますので、まずはそういう携帯電話を使うということが一つ。それと、MC A 無線を各避難所に配置しております。これは電話回線等を通じない場合でも使えるということになっておりますので、こちらを使用して連絡をするというふうに考えております。

○秋元委員

それで、「×」の「開設しない」とされている避難所です。これは、例えば土砂災害の部分で見ますと、北手宮小学校や手宮西小学校が、校舎も体育館も開設しないということになっておりまして、地域的にはやはり崖が近かったり、そういうのは考えられるかなと思うのですが、その場合の、土砂災害時に開設しないとした場合に、以前から議会でも議論になっていましたけれども、その近隣の方々がどこに避難するのかという周知みたいなものは緊急避難場所ですという考え方でいいのでしょうか。

○（総務）半田主幹

災害がどの程度の規模であるかにもよるとは思うのですが、近隣の町会館等につきましては、避難所として使用させていただくことについて各町会にあらかじめ承諾をいただいておりますので、避難距離が非常に長くなるですとか、被害規模が小さい場合については、町会館等を使わせていただくというふうに考えております。それ以外の、町会館でおさまりきれないような規模の発生の場合には、やはり近隣の小・中学校に移動していただく

というふうに考えております。

○秋元委員

例えば北手宮小学校や手宮西小学校が土砂災害のときに避難所として開設されない場合に、近隣の小学校や中学校、町会館などという話がありましたけれども、土砂災害のときに考えられるのは、例えば豪雨でしたり、そういう大雨の中での避難する状況だと思うのです。そういう中で一人一人に、正確な情報といいますか、これが伝達連絡できるのかなというのは、どのようにするのかと疑問に思うところなのですが、その辺の対策といいますか、ありますでしょうか。

○（総務）半田主幹

今回、避難勧告の判断基準についても修正を図っておりまして、先ほど報告させていただいたところなのですが、そのような形で事前に、実際にその災害が起きてしまう前に早めの対応ということで体制をとっていきたいというふうに思っております。まず、避難準備情報を出して、災害が発生するおそれがあると事前に周知を図っていきまして、避難勧告が出たときに実際に避難をしていただくと。開設される避難所につきましては、テレビ、ラジオでお知らせしていくというような形を考えております。あと、テレビ、ラジオ、緊急速報メール、これで考えております。

○秋元委員

いろいろな対策の方法があるかと思えますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

それと、緊急避難場所の「基準を満たしていない場所」ということで、ほとんど大規模火災には対応されていないということで、大規模火災のときの緊急避難場所となる基準というのはどのようなものですか。

○（総務）半田主幹

広域避難地の基準が国土交通省告示の中にございまして、10ヘクタール以上の敷地を持つ施設、場所ということでありました。それで、小樽市内でどのような場所があるかということで探しましたところ、小樽公園と手宮公園ということで、今回、この2か所を設定させていただいたところであります。

○秋元委員

◎第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて

続きまして、第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて先ほど御報告がありましたが、定住自立圏構想というのはそもそも、総務省のホームページなどで確認させていただきますと、都市圏への人口流出の食い止め、また、地方圏での定住の促進が、大きく言うとその目的だというふうに思います。平成21年度から25年度まで5か年でこの計画が行われてきてまして、中心市である本市の事業選定の流れ、さまざま事業があったと思いますけれども、その選定の流れについて説明していただきたいのと、共生ビジョンの策定時における懇談会の役割はどのようなものなのか、説明していただけますか。

○（総務）企画政策室安部主幹

共生ビジョンに基づきます実施事業の選定の流れということでございますけれども、ちょうど今、第2次共生ビジョンを策定しておりまして、そこも含めて参考に説明させていただきますと、まず、圏域で実施します具体的な取組につきまして、庁内の関係部署ですとか、各構成の町村におきまして、これまでの圏域内の事業の取組の実績ですとか、今後の方向性についての検討を行いながら、引き続き継続するのか、また、さらに新しい取組はないのかなどを含めまして、ビジョンでの取組について素案に盛り込んでいくといった作業をしております。その後、その素案に基づきまして、民間の団体などから推薦などをいただき参加していただきました委員で構成されます共生ビジョン懇談会で、圏域における取組の今後の方向性、取り組むべき分野、事業の大枠などにつきまして意見をいただきまして、改めてそれを庁内の検討、各町村との協議に戻して検討しまして、そうした懇談会での意見を素案に盛り込むかどうかの可否について協議いたしました。最終的に、案を取りまとめる段階、こうした方向性での

取組をやる、こうした事業の大枠で取り組むということにつきましては、懇談会の合意を得まして共生ビジョンの案をつくってきているということでございます。

それから、懇談会の役割ということですが、今、触れましたとおり、圏域の市町村で素案についての御意見をいただいたり、その市町村以外でも圏域として取り組むべき方向性等の意見をいただいたりしているというところでございます。

○秋元委員

今日いただいた資料の中にも、これまで行ってきた事業の実績や方向性なども含めて記載されておりまして、目を通していただいたのですが、これまでの事業の選定の方法、流れについても説明していただきましたが、実際にこれまで行ってきた事業数や事業費、また、その効果、分析はどのようにされてきたのか、また、その実績も大まかなところで載っておりましたけれども、その実績も踏まえた上で、今後の平成27年度から31年度までの次の5年間のビジョンを策定する中でどのように生かされたのか、その辺はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

まず、共生ビジョンに盛り込んだ事業数や事業費の額についてですが、現行共生ビジョンの「実施事業一覧」に掲載しております平成26年度予算、それから、小樽市で行うこととしている事業について説明いたしますと、26年度当初予算に計上した事業としまして32事業、当初予算の額としましては2億9,635万9,000円となっております。

それから、第2次共生ビジョンの策定に当たりまして、これまでの5年間の取組の効果についての分析でございますけれども、先ほど報告の中でも申し上げましたとおり、各実施事業の実績の整理、取組状況を踏まえての効果の検証につきましては、ビジョンの第3章で整理したところでございまして、委員がおっしゃるとおり、定性的といたしますか、数値などでの検証ではなく、できた、できなかったというような形での掲載となっております。実際のところ、これまでの取組の中で、毎年度、しかも定量的な成果の把握や分析は行ってこなかったというのが現状でございますけれども、今回、第2次ビジョンの取組状況、今後の方向性を取りまとめる中で、これまでの全ての取組が完全に実施されたことによって将来像の実現や目標の達成というものが見られたわけではございませんので、今後の方向性としましては、引き続き継続して取り組むといった取組の内容が主になっております。

○秋元委員

定住自立圏構想の中心市である小樽市につきましては、中心市としての交付税措置がされていたと思うのです。この交付税措置される金額の使えるものと使えないものというのは、何かあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

交付税措置のことでございますけれども、特別交付税措置としまして、平成26年度から中心市に対しましては8,500万円を上限として措置されることになっております。対象の事業の条件としましては、共生ビジョンに掲載された事業であれば、その算定の対象になるということになっております。

○秋元委員

特に、縛りといいますか、そういうものはないと押さえてもいいですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

事業内容ですとか、事業規模ですとか、そういった縛りはございません。

○秋元委員

先ほど伺いますと、平成26年度の総事業費が2億9,000万円以上ありましたと。ただ、中心市に交付税措置されるのは、26年度以降は8,500万円が上限だということでした。その前はたしか中心市には4,000万円ぐらいでした。そのように考えると、かなり足りていないというふうに思うのです。

私が何を言いたいかといいますと、今回示されたビジョンの中でもさまざま課題も示していただきまして、読んでいる中でそのとおりだなと感じましたし、あれもこれもというふうにとくさん取り組まなければならない事業は

たくさんあるかというふうに思うのですが、限られた予算の中で、交付税措置されるとすれば上限が8,500万円ということで、もう少し選択と集中ということで、初めに言いましたけれども、人口の流出の食い止め、定住の促進というふうに考えれば、足りない分は一般財源から入れていると思うのですが、その効果が少しわかりづらくなっているのかなと思うのです。その辺の押さえ方はどうですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

委員がおっしゃるとおり、定住自立圏の取組の目的と申しますのは、圏域の住民に向けました圏域一帯での定住人口の確保に向けましての生活機能の確保・充実や、圏域内で住民が自活できるような経済基盤の整備などを大きな柱として取り組んでおります。その中で、医療、福祉、産業振興、地域公共交通の確保、そういった住民の安心な生活の確保に向けた全般的な取組について網羅的にこのビジョンには位置づけているところでございます。

それで、選択と集中ということでございますけれども、それぞれ6市町村の地域特性ですとか、さまざまな世代の住民の方がいらっしゃるということもあって、今のビジョンとして取り組む事業内容の選択と集中というものは少し難しいかというふうには考えております。

それから、先ほども申しましたとおり、定量的なり数値的な成果の把握ということも、これまできちんとやってこなかったという部分もありますので、平成27年度以降の第2次ビジョンを進めるに当たりましては、そうした成果把握の方法、検討についても進めながら、効果の有無、効果の程度なども把握しながら、より効果的な取組となるよう進めてまいりたいと考えております。

○秋元委員

今日の資料にありますとおり、例えば、大きな項目で「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」と、こういう大きく分けて三つがあると思います。その中に「医療」「産業振興」「広域観光」などさまざまあるかと思うのです。予算を執行するに当たって、事業を行うに当たって、どれか一つに特化して行うという、極端な話なのですかけれども、そういうことは可能なのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

資料には、「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」と、大きな三つの柱がございます。これらにつきましては、総務省で出しております定住自立圏構想推進要綱というものがございまして、その中でこの三つの分野について定めて取り組むというふうになっております。さらに、この三つの分野の中で「医療」「産業振興」など例示がありまして、その中のこの三つの大きな分野それぞれの中で、少なくとも一つずつ取り組むような要綱となっておりますので、この三つの柱を一つだけということとはできないというふうに考えております。

○秋元委員

資料の中にも書かれてはいますが、「魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、小樽市を玄関口として、人、もの、情報が交流する圏域」とうたわれております。そうなるべき取組はしっかりしていけないかなと思うのです。説明していただいたとおり、三つの柱の中で最低一つずつ事業が行われなければいけないということでしたけれども、であれば、ぜひ、どれもこれも重要な課題であります。もう少し、効果が薄まっているのかなという部分で考えれば、一つの柱で、一つずつ、大きな、特化したものに重点的に予算を投資していくというような考えはできないものでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

先ほども申し上げましたが、この圏域を構成するのが、小樽市を含めて6市町村でございます。それぞれの地域、住む方々の世代の違いですとか、さまざまな世代がいるですとか、そういったことも勘案しながら、こういった圏域の将来ビジョンというものをつくっていかなければならないと考えておりますので、一つの分野に絞ってということとはなかなか難しいかとは思いますが、おっしゃるとおり、効果がなかなか見えないという中では、何

か取組の特徴みたいなものを示すということも、今後進める上では必要かと思いますので、その事業の集約ですとかそういった部分、選択と集中の部分につきまして、今後、毎年度、各町村と事業を検討していく中で、話し合っていきたいと思います。

○秋元委員

地域の、例えば小樽市内に住んでいる方々が求めているものと、共生ビジョンの中で考えられている方向性というのは本当に合致しているのかなと考えると、極端な言い方で申しわけないのですが、例えば教育分野で言いますと、資料の中では「文化財・史跡等の保全・利活用」ということで、非常に重要なことだなと思うのです、そういう守っていかなければならない、保全していかなければならない、重要文化財などそういうものもたくさんありますから、当然なのですが、今、小樽の市民の人たちが教育分野で本当に求めているものは、やはり学校教育の中での充実ですとか、これは議会の中でもいろいろな方から議論があるところだと思うのです。ただ、教育予算の中でそこまでできるのかというふうに考えると、なかなかそうならないということを考えれば、「生活機能の強化」という部分で、例えば学校教育に特化した取組という部分に投資ができないのかなと考えるのですが、例えばほかの市町村とのかかわりですとか、調和ですか、そういうものも考えますと、なかなか小樽市の学校教育だけに特化はできないというふうに思われるかもしれませんが、いろいろな考え方ができると思うのです。例えば、小樽市で行われている教育と、後志管内で行われている教育の現場の人的な交流ですとか、さまざまな教育内容の発表ですとか、そういう部分ではたくさんいろいろな方法があると思うのですが、そのような考え方はできないのでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

それぞれの分野ごとで各市町村が連携してできるような取組につきましては、ビジョンの実施事業にも極力盛り込んでいきたいと考えておりますけれども、今、委員がおっしゃったような、例えば職員間でのそういった情報交換、交流の部分で言いますと、この3本の柱の中の「圏域マネジメント能力の強化」という部分で、「圏域内市町村職員間における情報交換や意見交換の場の積極的活用」という部分もございますので、そういった中で、教育に限らず、各分野の担当職員がそれぞれ意見交換なり、そこから連携してできるような取組が出てくる場合も想定しながら、取り組んでいきたいと思っております。

○秋元委員

そうなのですが、私が言っているのと少しニュアンスが違うかなと思うのです。各分野において予算が充実していないというのは実際にあるところですから、一つに特化するというのはなかなか難しいと思いますけれども、先ほどから言っているとおり、やはり定住自立圏のこういう共生ビジョンを策定する、また、その事業を行っていく中で最高8,500万円の交付税措置がされる、ただ、それが事業が分散されるために薄まってしまう、そして、事業費が足りない中で一般財源を投入するということが、本当に中心市としての小樽の魅力をつくっていくことができるのかなと考えれば、選択と集中ということは、以前から、山田前市長からも言われていましたが、そういう観点は非常に重要だというふうに思います。今後、新たな事業ですとか、盛り込んで考えられると思うのですが、その辺も、小樽市としての考え方というのは、懇談会の中で話したり、例えば、ほかの市町村の方々との協議の場で話すことができる場所というのはあるのですか。

○（総務）企画政策室安部主幹

平成27年度以降、第2次共生ビジョンに基づきまして取組を進めていく中では、例えば国の定住自立圏構想推進要綱の中で、毎年少なくとも1回、各市町村の首長が共生ビジョンについての意見交換を行う場を設けることというふうな定めが26年度から、改正されて盛り込まれることになりました。そうした場をきっかけとしまして、そこでの議論を踏まえて、例えば、今、設置しております共生ビジョン懇談会にも、これまでの取組の状況や今後の方向性などもそこで議論していきたいというふうに考えております。

○秋元委員

資料に出していただいた実績の部分を見ても、なかなかこの定住自立圏構想の考えのままに進んでいないというのが見てとれるのです。もちろん全てが計画どおりにいくとは思っていませんけれども、どの状況を見ても、人口一つとってみても全市町村で減っている、産業に関しても非常に衰退しているなどという状況も見てとれますし、そういう部分を考えましても、先ほどからしつこいですが、選択と集中という部分をもう一度いろいろな場所で考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎小樽市いじめ防止基本方針（案）について

続きまして、小樽市いじめ防止基本方針（案）につきまして伺いたいと思います。

初めに、基本方針（案）の 7 ページについて質問させていただきたいと思います。

「第 3 章 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策」ということで、「法第 13 条の規定に基づいて基本方針を策定し」となっていますけれども、現段階での小樽市の各学校の基本方針の策定状況とこの進捗状況のチェックというのは、どのようにされているのでしょうか。

○（教育）指導室長

いじめ防止基本方針については、平成 26 年 1 月 8 日付けで各学校に、26 年 4 月末までに基本方針を定めて、その組織もしっかりとつくって、提出するようにということで指示を出しているところでございます。全ての小・中学校において期日までに提出していただいていますし、中身につきましては、文言等が適切かどうか、それが子供の実態に合っているものかどうか、あとは、年間の取組のスケジュールも示させておりますので、それがしっかりと盛り込まれているか、また、組織のメンバーがどうなっているのか、その辺もチェックはしております。

また、その進捗状況ですけれども、それぞれの学校評価の中にいじめの取組についても内容的には記されているというところですので、そのようなものや、学校訪問等を通じて個々個別のケースに応じて把握しているところでございます。

○秋元委員

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく組織づくりの話をしていただいたのですが、同法第 22 条に基づいた組織づくりにつきましては、いじめ防止対策委員会のことでいいと思うのですが、現在どのような活動をされているのか、もちろん問題があつていろいろと議論されたりはするのでしょうか、そのほかでのこの組織の活動状況というのはどのようになっているのか、また、いじめ防止ということで考えると、その効果はあったのか、それについてどのように考えますか。

○（教育）指導室長

実は、外部人材の部分で、構成メンバーが、スクールカウンセラーが大体 7 割ぐらい、学校評議員や P T A の役員等が 25 パーセントとか、そのぐらいの数になっています。複数いるわけです。そうしますと、よく考えると、これはある意味、学校評議員のメンバーでもあるというのが多いのです。そうしますと、日常的にというか、月 1 回程度は、また、学期に 1 回程度は、学校評議員が集まりますので、そのような中でも情報交換しながら、気になることだとかというのは話が出てくるかと思っていますし、ですので、重大事態が起きた場合とか、そういうときには、7 ページに書かれているような具体的な取組がされていくというふうに認識しておりますし、現段階でどのぐらい活発にというような部分では、一個一個紹介していませんけれども、そのように情報が必ず行くような、風通しのいい状況ではあるというふうに認識しております。

○秋元委員

いじめはもちろんないほうがいいのですが、やはりどうしても起こってしまうと思うのです。それをどのように対応、対策していくかが重要だと思います。

先ほど質問があつた部分にも少しかわってきますけれども、11 ページ、「調査の趣旨及び調査主体」というこ

とで、10ページの「重大事態の意味」のところの（２）にかかわる部分なのですが、いじめ防止対策推進法第28条の調査で、同条第1項第2号に当たる部分の、例えば、相当の期間学校を欠席している場合も調査の対象になるのかどうなのか、現実、先ほども出ていましたけれども、不登校の子供もいると思いますけれども、そういう子供もこれから調査される対象になるのか、その辺はいかがなのか、また、（２）でいう対象となる子供というのは、不登校というふうにいえば、何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○（教育）指導室長

不登校ということでお答えしますと、平成25年度の国の調査においては、小学生18名、中学生60名の78名という数を報告させていただいております。この子供たちが30日以上という定義に当てはまる子供たちでございます。

ただ、いじめ防止対策推進法第28条につきましては、その後段にありますように、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」、「余儀なくされている」ということはやはり、行きたいのだけれども、ある力によって行けないというような解釈で考えていけるかと思っています。そこには一定の精神的な圧力だったり、精神的に追い詰められているものだったり、人間関係でのでのトラブルだったり、そういうところを見取っていかねばならないかというふうには思っております。

○秋元委員

一人一人が対象にならないという話で、以前の話になりますけれども、今回の基本方針が策定されて実施されるとなったときに、以前から不登校であった子供たち、今、言われましたが、余儀なくされているのか、余儀なくされていないのか、そこだと思えるのですけれども、これまで学校でその辺のさまざま調査をされて、平成25年度は小学校で18人、中学校で60人の子供が不登校であったということですが、改めてその一人一人を見直したときに、学校に行きたいけれどもなかなか行けないというような、余儀なくされているという言葉を使うと、そういう子供はいらっしゃらないのか、改めてその精査をするような必要というのは、考えていませんか。

○（教育）指導室長

これは、毎月調査をしておりまして、欠席している子供のその原因というのですか、前にも話しているかと思うのですが、複数にわたる原因というのもあります。確かにいじめとか人間関係によるトラブルというものもありますし、ですので、その個々については、やはり学校と教育委員会が連携を図って必ず情報をもらうようにはしていますし、私たちも気になるところには必ず連絡を入れる、そういうところは進めております。

また、実際に、このたび、2月下旬ですか、7日間以上欠席している又は身体に被害等をこうむるようなケースがある場合にはということで、緊急の調査も入っております。その中では、本市においては、該当する、先ほどの話とは違いますが、そういう子供はいらっしゃらなかったということではあります。ただ、30日以上の不登校の子供については、個々それぞれのさまざまなケースは、こちらでは一応把握しているという状況ではございます。

○秋元委員

10ページの「重大事態の意味」のところのくくりの下から二つ目の「・」、「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは」うんぬんと書いています。要するに、学校が判断をしない、いじめの結果ではないとか重大事態とはいえないという判断をしないというような話がありまして、先ほどの答弁の中でもありましたけれども、もう一度伺いたいのですが、平成25年度だけに限って言えば、その中にいじめられて不登校になっている子供はいないということでよろしいですね。

○（教育）指導室長

繰り返しになりますけれども、さまざまな人間関係のトラブルということですので、突き詰めて、これが1対1で、加害者、被害者というだけの関係ではなく、それが長期化していて実はもっと前からとか、いろいろな要因がございまして、ただ、いろいろな要因があって、主たる要因がいじめということなのか、そうではないのかとか、時がたつにつれてまた変わってきたり、個々によって違うものですから、例えば全くいじめがないとか、そういう

ことは断定できないかというふうには思っております。

○秋元委員

11ページの（４）に行きたいと思うのですが、「調査を行うための組織」ということで、「教育委員会はその事案が重大事態であると判断したときには」と書いています。どのように判断をされるのかと。

「重大事態の意味」というところにもありますが、先ほどからある、「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」と書かれていますけれども、特に心という部分では、先ほどもありましたが、非常に見えづらい、わかりづらいというような部分で、重大事態であるというふうに教育委員会としてどのように判断していくかということなのですけれども、この辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○（教育）指導室長

今おっしゃった点については、非常に慎重に対応していかなければならないというふうに思っています。10ページにも書かせてもらっていますけれども、学校が安易に、いじめの結果ではないというような捉え方をすると、先ほど鈴木委員からもございましたが、いじめを受けている子供というのは、それが本当につらいのだけれども、加害というかやっている子供たちにすれば、それはふざけていたのだ、お互いに遊んでいたのだとか、そういうケースが非常に多いです。ですから、そこに大人が、本当に大丈夫なのかいと、親もそこにしっかり入って行って、ほかのいろいろな方々が入って行って、その子供の本当の気持ちというのですか、そこをしっかりと酌み取るなり、変だなという声をみんなで共有するなり、そういうことが本当に大事なことだと思います。ですので、いじめの重大事態という部分のこの記し方につきましては、本当に、日数だとか、単純にその言葉だけによらずに、子供たち一人一人を見取れるように我々はしていかなければならないかと、そこは原則かというふうに思っております。

○秋元委員

法の本も読ませていただきましたけれども、やはりなかなか言葉では言い表せない部分もありますし、今回の基本方針の中でも本当に実施していただきたい部分、また、見えない部分の配慮といいますか、そこをぜひお願いしたいなと思います。

◎学校でのエキノコックス感染症について

最後に、学校でのエキノコックス感染症について伺います。

昨年、入船小学校でキツネが出没したということで、学校の中でエキノコックスに対する手紙が配付されたということなのですけれども、そのときの状況についてお話しいただけますか。

○（教育）学校教育課長

昨年の５月上旬から中旬にかけてキツネが出没したという形で、グラウンドにも現れたということもあって、保健所に相談したりして対策を講じたところであります。保護者には、学級だよりを通じたり、懇談会の中で、キツネが現れているので、まず近づかない、食べ物を与えない、そして、砂場は当面、安全が確保されるまでは立入りを禁止するというようなことを話しております。

○秋元委員

保護者の方が心配されているのが、私も小樽市内のいろいろなところでキツネを見ますけれども、ニセコ町ですと、いろいろと調査をされて、感染しているのか、感染していないのかというのを保護者の人が非常に心配しているのです。感染していないキツネであればさわっても別に問題はないですが、草などいろいろなものにエキノコックスの卵がついていたり、それが口に入ってしまうと、感染するおそれがあるということで、実際に感染しているのか、感染していないのか、そこが非常に心配だというお話があったのです。保健所は当委員会の所管ではないのであれですけれども、小樽市でこれまでエキノコックスの感染例などがあるのか、また、今後、調査するような話というのは、例えば保健所などとしたことはありますか。

○（教育）学校教育課長

エキノコックスの対策については保健所の所管になるのですが、今回の入船小学校の場合でいけば、キツネは暖かいところに長く居座る習性があるみたいなので、砂場に行くということで、砂場ではふんはなかったという形です。

あと、ふんはなかったのですが、砂場をいろいろかきまぜて、とにかく、もし万が一卵があったとしても、熱に弱いということもあるので、常に掘り返したりして太陽を浴びせてという形と、あと、子供たちが入らないように、また、キツネも入らないようにというような対策はしています。

実際に感染しているかどうかというのは、保健所でも検査自体はできないらしく、ふんなどの検体を持ち込むというようなことではあるのですが、平成25年度に北海道が調査した中では、約4割のエキノコックス保有率というようなことは聞いていますけれども、とにかく学校においては、キツネが現れたら、先ほど言ったとおり、まず近づかない、食べ物を与えないという形で、あと、手洗いなどもよくするというので、エキノコックスに感染することがないようにしていきたいというふうに思っております。

○秋元委員

保護者の方がびっくりしたのは砂場の対応ですとか、もちろんそれは教育委員会として当然の対応だったと思うのですが、そういう対応で非常に不安に思ったというお話を伺いまして、実際、感染していたのだろうかというようなお話があったものですから、保健所も調べましたし、また、ニセコ町も調べますと、通年といいますか、いろいろな対策を講じられている、もちろん土地柄もありますが、つながっていますので、どのような状況なのかというお話を伺いたかったなと思います。今後もいろいろ市内にそのようなキツネが現れると思いますけれども、今後も含めて、一度、保健所にも話を伺いながら対応を協議していただければと思います。

○（教育）学校教育課長

前に小学校で、PTAの主催で、エキノコックスが心配だということで、保健所の職員の方が来て、衛生教育というか、そういった形もやっておりますし、保健所でもエキノコックスの啓発という部分で力を入れているというふうに聞いていますので、今後、学校の近くでそういったキツネが出現したというようなことがあれば、保健所と連絡を密にして、とれるべき対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○林下委員

◎議案第43号小樽市いじめ防止対策推進条例案について

まず、小樽市いじめ防止対策推進条例案について伺います。

私は基本的に、この条例案については、北海道いじめの防止等に関する条例などと比較しても、よく検討していただいて、さらに独自性も見られるということで、関係者からも高く評価されるものだというふうに理解をいたしております。ただ、これまでの経過の中で、パブリックコメントでは市民の意見がゼロだった、あるいは、現場の教員からの意見も特になかったということなのです。教育委員会としては、こうした経過をどう受け止め、どう判断されているのか、まず、その点について伺いたいと思います。

○（教育）指導室長

今回、パブリックコメントを行いながら、御意見等はいただかなかったのですが、各学校においては、法が決まった段階で、先ほど話したとおり、各学校で基本方針を定めるということを法で定められた、また、組織もつくることになったということで、学校現場においては、条例をつくったり基本方針をつくったりする前に、一定取り組んでいたということがありまして、また、もっと言いますと、その前からいじめに関しては、いじめ防止キ

キャンペーンなどさまざまな取組を本市で行っておりまして、一定の認識がされた下、このような結果になったかと思っております。保護者につきましても、国が先に、道もそうですけれども、いろいろなチラシだとか、取組を進めてきたこともあるかというふうには判断しております。

○林下委員

今回の条例化の経過を見ますと、一般的には、条例を制定するときには議会でもさまざまな角度から議論をしながら条例化してきたという経過からすれば、今回の流れというのは意外と上意下達みたいな形でどうしても受け止められるのではないかと思います。ただ、いじめ防止というのは、教育委員会の課題というよりも、やはり人権を守るという観点に立てば、社会的な影響も大きいというようなことで、学校現場としては緊急性もあるというふうに理解をしているのですけれども、いじめ防止対策推進条例案の策定までの一連の経過について説明していただければありがたいと思います。

○（教育）指導室長

これまで庁内で、関係の部局会議を 5 回ほど開かせていただきまして、それぞれ福祉部、保健所等、総務部も含めて集まっていただいて、その中で他都市の条例や基本方針、私ども教育委員会がまずたたき台等をつくりながら、十分そこで審議をさせていただいて策定してきた経緯がございます。また、先ほど、いろいろな、例えば、これまでいじめ問題等対策連絡協議会というのも教育委員会で持っておりまして、その方々や、校長会や P T A 連合会等、そういう方々からもさまざまな声をお聞きするというような経緯の中で策定してきたところでございます。

○林下委員

◎異常気象に対応した防災対策について

次に、異常気象に対応した防災対策ということで伺いたいと思います。

先ほど、平成 26 年度地域防災計画の修正について説明がありました。最近、非常に発達した低気圧によって、これまで経験したことのない大雨、暴風雪、台風並みの強風、高潮、高波というようなことが頻発して、家屋の損壊や傾斜地の雪崩、河川の氾濫など多種多様な災害が発生をしている、こういった現状を踏まえて、現状ではそれぞれ、道路は道路管理者、港湾は港湾管理者、河川は河川管理者あるいは建設部とか、そういったそれぞれが対応しているというふうに思うのですけれども、これらの災害が発生した場合、全て対応しているのが、やはり現場にいる消防職員で、この災害現場、危険な状況の中で大変苦労されているというふうには私は思っております。

私は、こうした現状を踏まえて、現状、適切な表現ではないかもしれませんが、縦割り行政ではこうした異常気象が頻発、多発する昨今の災害にはなかなか対応しきれないのではないかと懸念しております。防災担当あるいは消防それぞれの立場で、現状の任務あるいは課題について所感があれば、お示し願いたいと思います。

○（消防）警防課長

まず、災害発生時の消防の対応についてでございますが、災害内容によりまして、防災、建設、警察等関係機関と連携いたしまして、人命救助活動や、雪、水、土砂や倒壊物等の危険を排除するなどの活動を行っております。

なお、課題といいますか、災害発生前の事前の対策についてでございますけれども、消防といたしましては、河川や道路、建物、傾斜地等、それぞれを所管しております部署において、関係する法律や基準によって適正に管理、指導されているものと認識しております。

○（総務）半田主幹

各施設管理者での対応につきましては、地域防災計画に災害予防計画というものを策定しております。この中で、予防的措置といたしまして、小樽市内で災害が予想される重要警戒区域というものを定めておりまして、各管理者において警戒、巡視をすることになっております。これらの予防計画に基づきまして、各管理者が対応していくということでございますけれども、実際の災害対応におきましては、先ほど消防本部から説明いたしましたように、各関係機関が連携して対応していくというような措置をとってまいりたいと考えております。

○林下委員

それぞれ担当部署に配慮された答弁だというふうに思いますけれども、小樽市では幸いにして大きな災害は発生していませんが、それでも、例えば、私どもが知り得る情報では、今年も国道393号で雪崩が発生して、通行中の車両が巻き込まれて消防が緊急出動したとか、先ほどお話があったように、朝里地区では、河川が氾濫したのではなく、雨と雪解け水が流れ出して住宅に流れてきたと、それで消防が排水作業を行って、大事には至らなかったというふうに報道されています。こうしたことで、異常気象の対応ということと、災害を未然に防ぐという意味では、これまで関係箇所の連絡会議といったものは行われてきたと思うのですけれども、やはりもう少し垣根を越えたシステムの構築が必要ではないかと思うのです。総務部長は、そのような必要性というものはまだ感じていないでしょうか。

○総務部長

まだ庁内で話し合ったことがあるわけではありませんので、あくまでも私の考えということでお聞きいただければというふうに思います。

例えば、9月にやっている総合防災訓練で申し上げますと、それぞれの参加機関が、いわゆる劇場型といいまして、どういう動きをするのだということは我々わかるのですけれども、実際、指揮を行う災害対策本部の我々というのは、見ているだけなのです。ですから、実際に災害が起きたときに我々はどのように動いていくのかという訓練は、私は庁内的には未熟だというふうに思っているのです。ですから、9月にやっております総合防災訓練のあり方を見直すということも、一つには連絡体制を強化するというか、確認をするという意味では、非常に重要だと思っています。冒頭で申し上げたとおり、これはまだ庁内で話し合ったことは一度もございませんが、私は考えておりますので、そういったことが実現できないかどうかということは、今後、関係部とも協議しながら前向きに検討していきたいというふうには思っております。

○林下委員

率直なお考えを示していただきまして、私も少し理解はできたのですけれども、例えばいろいろな、とてつもない風が吹いて家が倒壊する、屋根が吹き飛んで2次災害が起きるとか、河川が氾濫する、高潮、高波ですか、あんなことで市内が浸水するとか、今までにない災害が起きてきているということで、未然に対策をとるためのシステムというか、そういうものを何か考えていく必要があるのではないかと。今はどうしても災害現場、災害が発生してから対応するという形ですから、その点を、現場で大変苦勞されている人たちのためにももう一歩踏み込んだことを考えていただければということで、話をさせていただきました。

◎北海道新幹線の2次交通対策について

次に、北海道新幹線の2次交通の対策ということで、北海道新幹線は既に開業まで1年という状況になってまいりました。それで、私もこれまで取り上げてまいりましたがけれども、この開業効果を何としても小樽や後志全体に引き出すためには2次交通の対策を急ぐ必要があるとずっと訴えてまいりました。

そこで、最近、新函館北斗駅で道外の利用客がおりたときに、どこへ移動する希望を持っているかというアンケートが報道されております。これは道が調査した内容なのですけれども、最終目的地や経由地で、非常に交通の便がいい札幌が58パーセントというのは理解できますし、函館は地の利があるということで55パーセントになっています。小樽・倶知安・ニセコは31パーセントで、道内で3番目に希望が多いということが言われております。まず、このアンケート結果についてどう受け止めておられますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線の新函館北斗駅の開業効果の波及が期待できる数字だと認識しております。また、函館と後志の公共交通機関につきましては乗換えが必要になることや移動時間が多くかかることなどから、これらが緩和された場合には、さらなる需要が期待されるものと考えております。

○林下委員

私もそのことを話そうと思っていたのですが、新函館北斗駅から道央への移動手段というのは、ＪＲ在来線が45パーセント、観光バスや路線バスが10パーセントで公共交通を希望している割合は56パーセント、レンタカーは40パーセントとなっています。レンタカーが40パーセントというのも、新函館北斗駅周辺では、ほとんどレンタカー会社が進出して開業準備をしているという状況で、公共交通についてどこが乗り入れるといった話はまだ具体的にはなっておりません。それで、例えば、今、お話があったように、新函館北斗駅から後志を経由して小樽に入ってくることを想定すると、ＪＲでは普通列車を乗り継いでくるしか方法がない。わずかに期間限定で、これはたぶん年間わずか20日くらいかなと思うのですが、皆さんはあまり知らないと思いますが、ヌプリとワッカという季節限定の特急列車があるので、これが唯一の直通的な交通手段になっています。そのような状況ですから、小樽市や余市町、積丹町、倶知安町、ニセコ町の5市町が広域観光ということでいろいろ取り組んでいることは承知しているのですが、ここでこういった2次交通の整備ということがどのような形で議論されているのか、経過についてお知らせ願います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

2次交通に対する議論の状況ですが、道南地域との都市間バスも含めた2次交通のあり方につきましては、後志地域二次交通検討会議が北海道後志総合振興局によって設置されております。小樽市をはじめ、沿線町村やＪＲ北海道、バス事業者の方々などが入った中で、今年度は3回開催され、議論している状況でございます。

○林下委員

2030年度に札幌まで延伸されるという、その間まだ15年あるわけですが、何としてもこの新函館北斗駅までの開業を最大限に経済効果として引き出すためには、やはり利便性を確保するという立場で、都市間バスが一番適しているのではないかと考えております。その根拠として、先ほど話した期間限定のＪＲの特急でも、5時間半くらいの所要時間がかかっておりまして、都市間バスを想定して考えた場合に、それほど遜色がない時間で到達できるのではないかと考えております。後志管内20市町村とＪＲ北海道あるいは北海道中央バスなども加わった二次交通検討会議で昨年8月から議論が始まっているとののですが、ここでこの2次交通の実現に向けて何がネックになっているのかというところまでは分析されているのでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

この検討会議は3回開催しておりますけれども、その中では、現況の後志地域の課題や運行の乗り継ぎ、そういった現況分析をしている状態でございます。今後、それが現実的にできるかどうか、そういったものをこれから検討していくということとなっております、今年度は現況分析、そういったものになっております。

○林下委員

なかなか実現に向けた課題というのが見えてこないのですが、一番重要なのは、企業にとっては採算性がとれるかということが大きな課題だと思っているのですが、第4回定例会でも話をしましたが、小樽市は、そういった意味では、例えばクルーズ客船の誘致ということで、それなりにいろいろな取組をしてクルーズ客船を誘致する、そして経済効果を引き出す、それに対する初期投資みたいなものは当然必要だったというふうに思いますが、そういった経済効果を引き出すために、そういう経験がある小樽市が主導していけば、もっと話が少し前に行くのではないかと思います。例えば、先ほど言ったように、3割余りの人が2次交通で後志に向かうとすれば、相当な人数になるのですが、そのうちの1割でも都市間バスを利用した場合に、相当数の人数に利用してもらえるというふうに見込まれるわけでありまして。都市間バスは、採算ラインが大体1便当たり10名から15名というのが一般的にこれまでも言われております。これに加えて地域住民の利用あるいは利便性が確保されることによって起こる誘発増という利用客も見込めますから、開業までは若干赤字になったとしても、その分、いろいろ道や関係市町村が分担して何とか補填することによって、運行は、2次交通の課題というのは解決できるのではないかと、

これは素人の試算ですけれども、そのような思いもあるのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

採算性の問題ですとか、そういう民間事業者が参入しやすいような、そういった下地づくりの議論につきましては、今後ともオール後志の場の中で議論していくと考えております。

（「冷たいな」と呼ぶ者あり）

○林下委員

前回も同じような御答弁をいただいたと思うのですが、そういったいろいろな試算の方法はあると思うのですが、ぜひ前向きに、やはり小樽市にいろいろなそういう経験を踏まえて提起していただかなければ、ほかの地域ではそういう経験がないだけになかなか難しいのではないかなと思っているものですから、よろしくお願いいたします。

◎第 2 次北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて

それで、報告を聞いてということで、第 2 次北しりべし定住自立圏共生ビジョンに関連いたしまして、資料の 11 ページ、「広域観光」の項目で、「今後の方向性」で「長期滞在型観光」ということが提起されておまして、「メディカルツーリズム」ということは、将来的な検討課題になっているのかどうかはわからないのですが、これを取り入れるというのは小樽の現状の中ではなかなか難しい課題だなと、人道支援といった立場で考えているのかはわかりませんが、なかなかイメージがつかみにくいのですが、この点についてどのようなイメージをお持ちでしょうか。

○（総務）企画政策室安部主幹

今、委員がおっしゃいましたメディカルツーリズムにつきましては、各種のツーリズムの一つの事例として、アグリツーリズムと並べて掲載いたしました。現実性につきましては、今後、進めていく中で、公立病院ですとか、そういったところとの議論も踏まえまして進めていきたいと思っております。現実的な現時点での動きとしては、まだございません。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 42 分

再開 午後 5 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小貫委員より、別紙お手元に配付のとおり、修正案が提出されております。

提出者より、趣旨の説明を求めます。

○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第 43 号小樽市いじめ防止対策推進条例案修正案の提案説明を行います。

修正案は、第 4 条のいじめの禁止、第 7 条第 1 項の家庭教育への努力義務を削除し、第 8 条の児童・生徒の役割については、市立学校及び市立学校の教職員の責務の中に位置づけます。

第 4 条の削除と、第 8 条第 1 項及び第 2 項を、第 4 条を削除したことにより繰り上がった第 5 条に加えるという提案は、子供への禁止義務を定めるのではなく、児童憲章の、児童は生活を保障され、環境が与えられ、守られ、導かれるという精神に沿った内容へと修正するものです。

家庭教育は、教育基本法で定めてあるように、自主性が尊重されているものであり、条例で家庭教育の内容を定めることではないので、削除しました。

以上、修正案の提案説明といたします。

○委員長

これより、一括討論に入ります。

○小貫委員

（「自作自演のワンマンショーだ」と呼ぶ者あり）

日本共産党を代表して、議案第43号修正案、第51号は可決、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号は採択を主張して、討論を行います。

最初に、議案第43号修正案についてです。

提案説明で申し上げたように、児童に対していじめの禁止と押しつけるのではなく、児童がいじめを行わないような環境をつくる必要があります。ですから、第4条は削除すべきです。

また、家庭教育の自主性を尊重するためにも、原案の第7条第1項を削除すべきです。

小樽市の条例については、法律や道の条例にあるような懲戒や道徳教育の記載を見送ったことは評価できます。また、いじめを防止していくための対策を強化することは大切なことだと考えますので、修正案が否決された場合には、自席にて棄権いたします。

次に、議案第51号小樽市非核港湾条例案についてです。

今年は広島・長崎被爆70周年、また、核不拡散条約再検討会議が開催されます。核密約の存在により、核兵器の持込みについて事前協議の必要がないことが明らかになりました。小樽市に入港するアメリカの艦船に核兵器が積まれていても、日本には一切知らされません。知らず知らずに核兵器が小樽港に持ち込まれる、このような事態が起きないように、核兵器を積んでいる船の入港は認めない条例を制定するものです。条例の制定は、今、広がる核兵器廃絶の運動をさらに広げていく一助になります。可決を求めます。

次に、陳情第319号及び陳情第810号についてです。

所得税法第56条は、法令上残されている差別的な規定であり、前時代的な条文です。現在、帳簿の義務が白色申告でも青色申告でも義務づけられています。申告の種類によって認めないということを変更し、この条文は廃止すべきです。

次に、新・市民プールに関する陳情についてです。

市長は本会議で、できるだけ早い段階で具体的な検討案を示していきたいと前向きな答弁をしています。市長も答弁しているように、多くの方々が新・市民プールの建設を要望しています。そして、建設を進めていく上で、あらゆる手段を玄關払いせず、建設するためにどのようなハードルがあり、ハードルを乗り越えられる手段がないのか、一つ一つ検討して実現に向けて努力すべきです。

いずれも願意は妥当であり、採択を求めます。

なお、市長を支えるオール与党の皆さんに対しては、市長を支えるという立場からも、この陳情を採択とするよう求めるものです。

議員各位の賛同をお願いしまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第43号に対する修正案について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、修正案は否決と決定いたしました。

次に、原案について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、議案第51号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号、第319号、第325号ないし第739号、第741号ないし第810号及び第812号ないし第834号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、この3月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

ありがとうございました。

退職なさる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた努力に対して、改めて敬意を表するとともに、委員を代表いたしまして感謝を申し上げる次第でございます。第二の人生におかれましても、健康に十分留意され、ますます御活躍されますことを心から御祈念申し上げます。大変長い間、御苦労さまでございました。

本日は、これをもって散会いたします。